

食品に関するリスクコミュニケーション
(O I Eコードの改正等に関する意見交換会)

平成21年1月22日

農林水産省消費・安全局

食品に関するリスクコミュニケーション (O I Eコードの改正等に関する意見交換会)

日時：平成21年1月22日（木）

会場：三田共用会議所 講堂

議事次第

1. 開 会

2. 国際基準をめぐる最近の状況について

(1) 国際基準をめぐる最近の状況についての情報提供

- ① O I Eによる公式認定の国際基準としての性格の強化
- ② 国際貿易において流通している物資のリスクに着目した国際基準の作成

(2) 質疑応答

3. O I Eコードに関する改正提案の概要について

(1) B S Eコードに関する改正提案の概要について

- ③ B S Eステータスに関わらず貿易できる牛肉の月齢条件変更
- ④ ゼラチン製造に用いる原料の規定
- ⑤ 我が国としての対処の方向
- ⑥ その他

(2) B S Eコードに関する改正提案の概要についての意見交換

(3) 豚コレラに関する改正提案の概要について

- ①国際貿易に関する定義及び条文追加
- ②我が国としての対処の方向

(4) 豚コレラに関する改正提案の概要についての意見交換

4. 閉 会

○浅川消費者情報官 それでは、そろそろお時間になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまより、食品に関するリスクコミュニケーション（OIEコードの改正等に関する意見交換会）を開催いたしたいと思います。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます農林水産省消費・安全局消費者情報官の浅川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

OIE国際獣疫事務局においては、国際貿易上重要な動物の疾病について、国際基準の設定・改定作業が進められ、改正提案がなされております。今後は、この改正提案に対する各加盟国からのコメントなどを踏まえて、本年5月に開催されるOIE総会においてその採択に向けた議論が行われる予定になっております。

本日は、日本政府としてのコメントを取りまとめるに当たって、消費者から流通、外食、加工業者、生産者、そして学識経験者に至る幅広い関係者の皆様よりそれぞれのお立場からご議論をいただきまして、ご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ではまず、出席者を紹介いたします。

私の左手からご紹介させていただきます。まず、生産者及び関連事業者といたしまして、全国肉牛事業協同組合副理事長、萬野修三さんです。それから、社団法人日本養豚協会理事、林邦雄さんです。全国農業協同組合中央会農業対策部畜産園芸対策課長、藤井晶啓さんです。急遽代役ということで参加していただいております。日本ゼラチン工業組合規制委員会委員長、伊藤政人さん。社団法人日本畜産副産物協会名誉会長、羽根田實さんです。全国食肉事業協同組合連合会専務理事、小林喜一さんです。日本食肉輸出入協会専務理事、岩間達夫さんです。日本チェーンストア協会業務推進グループ総括マネジャー、増田充男さんです。社団法人日本フードサービス協会参与、多賀谷保治さんです。

続きまして、消費者団体の皆様をご紹介いたします。全国消費者団体連絡会事務局長、阿南久さんですが、阿南さんは所用につき後ほどから参加される予定です。次に、生活協同組合パルシステム東京、原英二さんです。日本消費者連盟事務局長、山浦康明さん

です。日本生態系農業協会副理事長、亘昌子さんです。主婦連合会副会長、和田正江さんです。

続きまして、学識経験者の皆様をご紹介します。国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授、小野寺節さんです。国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授、吉川泰弘さんです。独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所研究管理監（海外病担当）、津田知幸さんです。社団法人鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会事務局長、田原健さんです。

続きまして、行政から内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官、小平均さんです。厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課食品規格専門官、江島裕一郎さんです。農林水産省消費・安全局国際基準課長、小川良介です。農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長、川島俊郎です。農林水産省消費・安全局動物衛生課長、原田英男です。よろしく申し上げます。

では、議事に先立ちまして、資料の確認をお願いいたします。

まず、議事次第、配付資料一覧、出席者名簿、座席表をごらんいただきたいと思えます。また、配付資料につきましては、配付資料一覧が配付されておりますが、そちらに従って資料を袋に入れております。もし足りない資料がありましたら事務局のほうにおっしゃっていただければと思えます。

なお、配布資料一覧に記載しております参考資料2-4と参考資料3については、OIEコード委員会の資料の英語の原文と、あとニュージーランドの資料の英語の原文となるわけですが、これらは大部のためラウンドテーブルにご着席の方のみに配付させていただいております。会場の皆様には大変申しわけございませんがお配りしておりません。これらの資料につきましては、各機関のホームページから入手することができますので、そちらから入手していただくようお願いいたします。

では、本日の進行についてご説明いたします。

議事次第をごらんください。本日は内容により大きく3つに分けて、情報提供と質疑応答、意見交換を行います。

まず、議事次第の2番、国際基準をめぐる最近の状況についての情報提供を私どもの担当から20分程度説明いたします。担当からの説明後、質疑応答を行い、その後10分程度の休憩をとります。

次に、議事次第の3番、OIEコードに関する改正提案の概要についての(1)BS

Eコードに関する改正提案の概要についての情報提供を担当から20分程度ご説明をいたします。担当からの説明後、改正提案について意見交換会を行いたいと考えております。また、その後10分程度の休憩をとりまして、議事次第の次にあります豚コレラに関する改正提案の概要についての情報提供を担当から15分程度ご説明いたしまして、これについても意見交換を行います。

なお、それぞれの質疑応答、意見交換については、初めにラウンドテーブルにご出席された方々の間で行います。会場にお越しの方々につきましては、その後でそれぞれの議題ごとにご発言いただく時間を設けますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

では、これより議事に入りたいと思います。

まず、国際基準課長の小川よりご説明いたします。よろしくお願ひします。

学識経験者の方は、スクリーンが背中になってしまっていて見えないと思いますので、演台横のこちらの席に移動してスクリーンをごらんになっていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○小川国際基準課長 それでは、始めさせていただきます。国際基準課長の小川でございます。

私のほうからは国際基準をめぐる最近の状況につきまして情報を提供させていただきたいと思ひます。

まず、今日の説明にちょっと関連いたしますので、ここで、この意見交換会でこれまで説明してきたこととおさらいとして載せさせていただいております。

2年前、2007年1回目のときに私たちが意見交換をしている対象となっておりますO I Eコードと言われているものがどんな意味を持つものかということを確認させていただいたわけです。そのときにはO I Eコード自体は、それぞれの国が動物衛生に関する措置を決める場合にはO I Eコードを基礎としなければならないという国際的な義務を負っているということを確認いたしました。

また、昨年はO I Eの活動のうち、いわゆるO I Eコードをつくるということ以外の重要な活動の一つとして公式認定という活動を紹介させていただいたところでございます。

そして、3回目の今年の説明なんでございますけれども、2つ説明をさせていただこうと思っております。

1つは、ここに国際認定の国際基準としての性格の強化ということでございますが、まず、もう一回公式認定を取り上げさせていただきたいと思えます。と申しますのも、後ほど説明いたしますが、去年のO I E総会、それから今年のO I E総会でここに書いてあるとおり、公式認定についての改正提案が行われ、あるいは行われようとしておりますので、再び説明する必要があるかと思ったからです。

もう一つは、聞きなれないちょっと長い日本語で恐縮でございますけれども、いわゆるコモディティー・アプローチと言われているものについて説明をしようと思えます。

2つ目の論点については、今年のO I E総会で取り上げられるというのではなくて、来年あるいは再来年あたりに出てくるであろうという、そういう意味では、国際基準の世界における予告編に相当するようなものでございます。そういった今年問題となるという事項が1つと、それから来年以降出てくる可能性が大きいということの将来のものとして1つずつ取り上げたいと思っております。

まず最初、公式認定の話でございます。

話に入る前提といたしまして、公式認定とはどういったものなのかということで、ちょっと昨年のおさらいをさせていただきます。

O I Eは、1994年からそれぞれの加盟国の要請に基づいて、これは実費負担ということで、有料で特定の4種類の疾病、現在のところB S E、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、この4種類の疾病からフリーである、清浄である、あるいはリスクは管理されているということの認定を行ってきております。そしてこの認定の対象疾病、先ほどの4種類と手続は、疾病ごとにそれぞれ総会で決議をして決めてきたところでございます。具体的には、公式認定の手続といたしまして、これは病気ごとに質問票に対する回答をちゃんと提出する。それから、必要な書類をそろえて、後は申請費用、お金をそろえて提出するところのドキュメントを専門家が検討して、その専門家の検討結果に対しては事務局のほうから加盟国に意見を求め、その結論として5月の最終週に行われる毎年の総会で決議をして採択をするという手続をとってきております。

そして、昨年は公式認定の効力ということで以下のことを説明いたしました。

1点目は、この公式認定を行っているO I Eの見解でございます。これは手続的に公式認定が加盟国の意見を照会して総会で決議すると。すなわちO I Eコードと同じ手続をとってきている以上その効果もO I Eコードと同じ、つまり国際基準として扱われるべきだということを説明申し上げました。今年は若干それを詳しく情報提供するために、

皆さんの参考資料で申し上げますと、中身までは説明申し上げませんが、参考資料の1-1というものに、これはO I Eのブルテンという機関紙でございますけれども、2007年第1号の1ページ目、2ページ目でございますので、巻頭にO I Eによる公式認定ということで、今、ここで短く説明したことがバラ事務局長から熱く語られております。それからまた、参考資料の1-3というのを見ていただきますと、これは2007年5月の総会のレポートの抜粋でございますけれども、このO I Eの認定に対する効果について日本が質問をして事務局長が答えていると、まさにここに書いてあることが回答の要約になっております。

次に、O I Eを国際基準であると位置づけているSPS協定上どうなっているかということについて確認いたしました。これは2点ございまして、1つは、SPS協定上公式認定という用語は使われておりません。したがって、位置づけはございません。それから、2つ目にWTOの紛争解決手続、いわゆるパネルと呼ばれているものでもこの公式認定が議論になったことがございません。その意味では、WTOの中では公式認定というものについて確定した見解は示されていません。それを反映した形にもなっておりますが、各国の対応というのもそれぞれであるということで、去年はEUを例に、EUは2007年6月ですが、BSEカテゴリーと国のリストはO I E公式認定と整合、すなわちEU自体でリスク評価することはやめております。これは先ほどの参考資料の1-1でもバラ事務局長のほうからECの取り組みというものは紹介をされているところでございます。これが昨年2月の意見交換会で説明したところなんです、その3カ月後の昨年5月の第76回のO I E総会で疾病ごとの公式認定手続を整理して統一的な手続を決定するということが行われました。この資料は、実は事前に配付されておりましたので、去年の意見交換会で私どものほうから説明することができませんでした。O I E総会の期間中に議決案が配付されて議決されたものです。

ただ、基本的な流れは、先ほど私が説明いたしました流れと全く同じでございまして、むしろ2点改良が加わっております。

その1点目がこの（スライド8の）2つ目に書いてあるところでございますが、公式認定のステータス、例えば日本が口蹄疫についてワクチンを使わないで口蹄疫からフリーであるという認定を受けた後、その地位をどうやって保ったらいいんだろうということについての手続が明確化されました。すなわち毎年11月にO I E事務局長あてに必要なデータを提出しなさいと、これを提出しなかったら、あなたの公式認定された地位は

失われますということが明確化されました。

もう一つは、公式認定を申請するに当たって必要なものを具体的に明記したと、何を出さなきゃいけないかがはっきりしたということでございます。それはこの3点でございまして、1つは質問票の回答、もう一つはこの4つの疾病のそれぞれのO I Eのコードの条件を満たしているということを証明する文書、さらに最後は、これは横軸になりますけれども、獣医サービスの評価について陸生コードに書いてあることをちゃんと満たしているという、いわゆるこういう疾病を管理する体制がちゃんと整っているということを証明する文書、この3つをつけろということが決定されました。これが今年の総会です。

さらに、今回、コード委員会から今年のO I E総会に提案が1つなされております。それは公式認定の判断の基礎となる資料、先ほど説明した3つの書類についてです。それは先ほど説明申し上げましたとおり、2と3については既にO I Eコードに載っているわけでございます。

ところが、この質問票の回答と書いてあるその質問票については、これまでは総会等で意思決定等がなされておりました。ただ、その透明性という意味においては、ホームページにすべての質問票は載っていたわけです。そういう意味では、この3つの書類の中で質問票だけがいわゆるO I Eコードに載っていなかったわけです。これがO I Eコード委員会の提案の文書の抜粋になります。皆さんの資料ですと比較表になっている参考資料の2-1からとってきております2ページの下のほうにこれが出てくると思います。下のほうだけ読ませていただきますと、透明性、それから公式認定の法的基礎を強化するため、この質問票というものを総会で正式に採択してコードに掲載することを提案するということが今年の総会で出されております。

さて、ちょっと質問票から離れて一般論で考えてみましょう。

O I Eコードに掲載されることの意味とは何なんだろうということを物事を簡単にするために輸入国の立場から一般論としてちょっと考えてみましょう。

(スライド12) 向かって左側ですが、例えばO I Eコードに書いてある病気についてO I Eコードに定まっている検疫措置を求める場合は、これは輸入国はリスク評価せずに輸出国に要求することが可能です。輸出国はリスク評価を経なくてもこれに従わなければなりません。向かって右側ですが、次に、O I Eコードに規定されていない新たな病気について、例えば水際で検疫措置を実施する場合、あるいはO I Eに書いてあ

る病気であってもO I Eコードで書いてあるよりもより厳しい措置を講じる場合、これは輸入国は輸出国にO I Eコードに定めた方法でリスク評価を行って、その結果必要なんだよということを証明しなければなりません。逆に輸出国のほうは、そういうことを求められたらリスク評価結果を見せてちょうだいと言うことができます。

では、これを質問票に当てはめるとどうなるでしょう。

O I Eコードに質問票が掲載された場合に、先ほどの一般論を当てはめてみますと、1つは輸入国が輸出国からこれを輸出したいんだけどと言ってきた場合に、この質問票に答えてちょうだいと言うことがまず求められますし、輸出国はこの質問票に答えなければいけない義務が生じてくるわけです。逆に、今度、輸入国が質問票以外のデータを求めてきた場合、輸出国からは何で必要なのということの必要性を求められて、輸入国は何で必要かということの説明する義務が出てくるというのが当てはめた結果になるわけです。現実問題といたしましては、売り手と買い手の問題があります。売りたいくなかったら買わないよということとは言えるわけですね。

ところが、S P S協定の世界で説明した売り手と買い手の関係で言えば、そんなことを言うんだったら出るところへ出ましょうやということも言えるということになってまいります。

さて、そういった形で、そういう意味ではO I Eの公式認定というのは、今年の総会を踏まえてどういうふうになっていくかと考えられるかは、先ほど説明いたしましたO I Eの見解を踏まえつつ整理してみるとこうなるのではないかと思います。

1つは、実体面でございますが、必要な文書の根拠というのはすべてO I Eコードに書いてあることとなります。それから、手続についてもこれが必要だということ。それから、どういった手順を踏んで認定に至るかということも総会で皆さんに相談をして決めていると。

そういう意味で申し上げますと、この公式認定というのは、国際基準であるO I Eコードへの具体的な当てはめを行った結果になるわけです。しかも、その結果につきましては、案について加盟国の意見を事前に聴取し、さらに総会で決議をしているということになりますので、認定を行った結果についても国際基準としての性格を具備するようになるのではないかと考えることができます。また先ほどのコード委員会からの提案の文書にしても、先ほど説明いたしましたO I Eのブルテンに書いてあるところからしても、まさにこのところを説明していることとなります。逆にその効果として考えら

れる場合には、もちろん各国加盟国が輸入に当たってリスク評価する権利、これはもうWTOからすべての国に与えられている権利でございますので、当然主張することはできるわけでございます。けれども、その際にも公式認定を持っていた場合には、それじゃだめだよという場合には、なぜだめなのかということについて説明をする責任が生じてきます。つまり、みずからこうですというだけでは足りず、公式認定についてはこの点がだめなんだと、これが我が国は認められないといったことを示すことが必要になってくるだろうと思われまます。

先ほど昨年各国の対応ということでEUのBSEステータスのことを説明いたしましたが、それ以降1年たってどんなことがあったかということで申し上げますと、1点だけ昨年10月、WTOのSPS委員会におきましてEUがBSEに加えて口蹄疫についてもOIEの公式認定を、これは受け入れたとは申しておりません、反映をするような措置を講じたということの報告をしております。そういう意味では、積極的にEU自体はOIEの動きに合わせた形で努力はしているという報告をこの会合でしておりますし、あわせてほかの出席している国に対してもちゃんとそういう取り組み努力をしなきゃいけないよねということで発言をしております。

以上が今年の総会にもかかるということで昨年に引き続き説明させていただいた公式認定でございます。

今度は今年の総会等には出てこないわけですがけれども、来年以降こういった取り組みが必要であると、今、一生懸命準備している段階ですよということで1つご紹介したいものがコモディティー・アプローチと言われているものでございます。

このコモディティー・アプローチでございますが、こなれた説明になっていなくて申しわけないんですが、これは物資の特性に着目して、いわゆる病原体が侵入する可能性がないと考えられるものについては検疫措置を要求しない。つまり検疫の対象外にしますと、ちょっと専門的に言えば指定検疫物の対象外だという取り扱いにするということです。例えば極端な例で申し上げますと、革靴ですね。例えば牛皮を扱っているんですけども、これを動物検疫所で検疫はしていないわけです。そういったような物品というものを明確にしようという取り組みでございます。

OIE自体は、2007年3月からですが、コード委員会がコモディティー・アプローチに関する作業を開始し、具体的には何がセーフコモディティーなんだと、つまり病気が発生していても取引が可能な物品なんだということを明記するための検討グループを立

ち上げて、そういう意味では、ここ2年間検討してきているわけです。今般のコード改正においても幾つかの疾病を見ますと、以下の物品については貿易を制限すべきではないという取り組みが始まっております。

コモディティー・アプローチ、どんな意味があるのかということですが、動物衛生の観点から見るとこういうことが言えると思います。物資によっては、その特性上すべての疾病について検疫措置が不要なものだってあるでしょう。逆に言えば、貿易促進的な側面もあるんですが、むしろこの矢印の下に書いてあるところですね。本当にリスクのある物資に資源を集中させようよと、要は限られたリソースの中でどこを重点的に取り扱っていくのかということを確認にする効果もあります。

また、これは動物衛生の観点をちょっと離れてみますと、実は物品を扱っている人たち、ご商売なされている方も、買う私たち消費者も同じですけども、実は病気はわからないわけですね。扱っているのはその物を扱っているわけで、そういう意味では、例えば病気によってすべてのものがとまってしまうということになると、その物を扱う人々は経営をするということに伴ってものすごい経営リスクを持つことになるんですね。そういったリスクの高い商売をするということになると必然的にそのリスクを回避するための措置が必要になってきまして、そうしますと、結局、物品の値段が上がる、あるいは供給が不安定になる。受け取る消費者のほうからしてみても、その物があるときは貿易はとまり、また再開され、とまり、本当に疾病がコントロールされているのだろうか、あるいは逆に言えば、疾病のリスクのない物というものがいないのだろうかということが考えられる効果もあろうかと思えます。実は、なぜこんなことを申し上げるかといいますと、このコモディティーに着目をするといった取り組みは動物の世界だけではございません。このIPPCという国際植物防疫条約、これは動物とまた別途植物についての国際基準をつくっている国際機関なんでございますけれども、そこも全く同じ取り組みをしております。すなわち植物検疫の分野において、加工を加えることによって病虫害、ペストのリスクが存在しなくなった物資については植物防疫措置を要求しないという内容を含んだ国際基準を今年3月のIPPCの総会で提案をすることになっております。今、カンントリーコメントを募集しております、恐らく3月最後の週に行われる総会で議論をして採択されることになるのではないかと思います。例えば、そこで実際が上がっているものを説明いたしますとワインです。これはブドウ自体はいろんな虫がつくかもしれませんが、ちゃんとリスクを評価してそれに必要な消毒措置ですとか、加

熱・冷凍措置を要求しなきゃいけないんですが、ワインになりますと、そのワインを精製する過程において虫は入らないでしょう。少なくとも生きて虫が入ってきて、国内に侵入してこのワインをきっかけに全国に広まるということはないでしょうということで、こういった物品はセーフであると。逆に言えば、植物検疫措置は必要ないといった取り扱いを提案されています。そういう意味では、植物・動物それぞれの機関で同じ時期に検討が始まっているというものでございます。

さて、もう1回動物のOIEのほうに戻りますと、今後、OIEがこういった作業予定になっているかというのを考えてみますと、最終的な目的は、疾病横断的に安全な物資を特定すると、これが究極の目標になっております。そのために何をするかといいますと、そのものに関連ある疾病ごとにどういったコモディティー、どういった措置が講じられたコモディティーならばセーフ、安全なのかということ进行分类していきまして、それが重なっている部分、それが疾病横断的に安全だということになるわけです。

その最初の課題といたしまして、今OIEが取り組んでおりますのは、口蹄疫の発生の有無にかかわらず、例えばと殺されて熟成をしているお肉、その結果、pH値が下がってくるわけですね。さらに骨がない豚肉、牛肉、これは口蹄疫の発生の有無にかかわらずセーフなプロダクトとして位置づけることができないかということは今検討をしている最中でございます。

そういう意味では、今年の総会にこれが出てくるということはございませんが、今後、来年あるいは再来年の総会に向けてOIEは、先ほど説明した植物のIPPCのように国際基準の提案ということを出してくると思われまます。

以上、今年の総会に関連するもの、あるいは来年以降の総会に関連するものということで2点説明させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

○浅川消費者情報官 ありがとうございました。

今の小川課長のご説明の中で明らかにすべきところが何点かありますので、それをお願いしたいんですが、1点目の公式認定の手續のコード化の話なんですけれども、輸入国について質問票に載っていること、それ以外のことを輸出国側に求める場合、その必要性を相手に説明する必要性があるというご説明がありました。

従いまして、この質問票の中身というのが輸入国が求めるようなデータにちゃんと答えるような中身になっているのかというところは明らかにする必要があると思います。

それから2点目なんです、この件について相手国との間で調整がつかなかった場合、出るところに出ようじゃないかという話がありました。これは具体的にどういうことなのか。

それから、コモディティーについて1つ牛肉の例がありましたけれども、これ以外の品目で私たちが日常口にしているものというのは俎上に上がる予定があるのかなのか。また、これがO I E総会で決まって検疫不要となった場合、各国はどのような義務がかかってくるのかということをお明らかにしてください。

○小川国際基準課長 ありがとうございます。

今いただいた3点の中でここに書いていないデータ、例えば実は質問票は公式認定に絡んで提出されておりますので、質問票の種類は4つでございます。このテーブルに座っておられる方で申し上げますと、参考資料の2-4の423ページからが実際の質問票で提案されているものになります。これは多少私の説明が不適切だったこともあるんですけども、データを要求しても、輸出国側が答えてくれれば特に問題ないわけですね。輸出国側が嫌だと言った場合にちゃんと何で必要なかを説明しなきゃいけないよということでございます。逆に、このO I Eの423ページ以降に書いてあることであれば説明は要らないということに強みがあるをご理解ください。

それから、出るところに出ようじゃないかということについて申し上げますと、先ほど申し上げたように、科学的な根拠が必要だよということになりますと、具体的には今の用意されているツールだと輸出国側がとる手段は2つですね。1つは、O I Eにコンサルテーションプロセスがございますので、O I Eに技術的にこんなこと言われちゃっているんだけど、必要ないよねということをお互いで相談しに行くというのが1つ。もう一つは、これは年数がかかります。そういう意味では、本当に究極の手段でございますけれども、WTOのパネルに持って行って相談をするというものです。

したがって、解決するには短くて1年、長ければ3年かかるわけです。ただ、どうしても答えなければ輸入を認めてあげないよと言われれば最終の手段としては効果があるものになります。

最後に、お肉以外でしたっけ、今、O I Eが取り組んでいるものということについていうと、今、少なくとも今回提示されているレポートで書いてあるものは、先ほど申し上げた熟成されてpH値が下がった脱骨されたお肉というものが書いてありますが、今O I Eコードで例えば病気なんかを見てみると、今でもかなりの病気の中で、これは検

疫措置は必要ないよとされているものの具体例でいくと、例えばミルクはかなりな病気で検疫措置は必要ないよとなっております。例えばBSEでも牛乳の部分は昔から大丈夫だよと書いてあるのがそうですけれども、そういったことが考えられると思います。

以上です。

○浅川消費者情報官 では、ご出席のパネリストの皆さんから何かご質問ありますか。

山浦さん、お願いします。

○山浦氏 ありがとうございます。公式認定についてお伺いしたいんですけども、去年議論になったかもしれませんが、コードとこの公式認定は明らかに性格の違うものだと思います。コードの場合は一般的な基準をつくるということでどの国もそれに従わなければいけない、そういう一般的な性格があります。それに対し、この公式認定の場合は、お金を持っている国は申請をして、これは幾らになるんでしょうか。そういった各国の利害を国際基準に認めてもらうという性格ですからすべての国がそれに従うようなコードとは違うと思うんですね。

従って、手続的にも国際基準作りのためにしっかりとやらなければいけないコードに比べて公式認定の場合は個別に質問票のやり取りなどで技術的にやってしまうという性格があります。幾らOIEの総会で決定されたという手続があったとしても、まずその性格の違いがあり、さらに公式認定にはやはり貿易促進的な意味合いがありますから、安易にこれを国際基準というふうには効果を及ぼすというのは非常に問題があると考えます。

これについては、日本政府が2007年の主張にありますように、参考資料の1-3報告書パラグラフ178で、各国の措置の代替ではないという、そういったご主張をされておまして、それに対するOIEの事務局長の返答があります。ここの議論をとりましても、日本政府はこの点を今後も強調されて、単にOIEが国際的に名高い科学者の決定だからということではなくて、その科学の中身を検討していただきたい。例えば日本におけるBSEの検討結果というものは非常に国際的にも高いものがあるわけですから、これをしっかり主張して国際認定によって貿易促進的な部分が拡大してしまうということに対しては、慎重に対応すべきだということを今年の総会においてもぜひ主張していただきたいと思います。

ありがとうございます。

○浅川消費者情報官 はい。

○萬野氏 萬野です。

ちょっと初めて参加させていただくので基本的な質問になると思うんですが、先ほどの説明の中でO I Eの公式認定がW T O上の公式認定ではないというご説明があったと思うんですが、その違いというのをもう少し詳しく教えていただきたいということ。もう一つは、この4大疾病を1つのパッケージとしての申請が必要という理解でいいのかということ。もう一つ最後には、この公式認定を受けない国の場合はどういう立場に置かれるのかと、その3つをお願いしたいと思います。

○小川国際基準課長 質問ありがとうございます。

山浦委員のほうからも質問が1点ありました費用についてお答えいたします。

B S Eの場合ですと9,000ユーロ、したがって、為替にもよりますけれども、去年と今年では日本円の価値が大分違いますが、150万円程度とか、いわゆる9,000ユーロに為替を掛けた金額になります。

それから、2つ目にいただいた質問で、W T Oとの関係は私の説明がちょっと不適切だったのかもしれませんが、W T O協定、その中でも特にS P S協定が動物衛生と関係あるんですが、その中で公式認定を取り上げていない、つまりそこで定まった見解は何も示されていないということが私の伝えたいことです。

そういう意味では、W T Oの世界における位置づけは全く未定です、そういう意味です。先ほどO I Eが作っているコードと同じようにすべきだというバラさんの主張は、いわゆるO I Eとしての見解であって、それに対して国際基準というものを位置づけているのは実はW T Oでございます。そのW T Oは公式認定というのはこうあるべきという見解は一切今まで出したことはございませんという趣旨です。

2つ目はすみません。4つの疾病それぞれにお金も必要ですし、手続はとります。ただ、手続は共通のものになったということでございます。

それから、受けない国でございますが、これはそれぞれの輸入国がどう扱うかだと思います。例えば日本の場合には口蹄疫の関係でO I Eの認定は受けていないという国から輸入を認めたことはないと思います。E Uなんかも、自分たちの持っているリストをO I Eのリストに整合させてしまいましたので、逆にO I Eの認定を受けていないとE Uに輸出を認めてくれといっても困るんだよなど、私とE Uの担当者が話したときには正直に彼は言っていました。O I Eの認定を受けていなくて、E Uに牛肉を輸出するというのはちょっと勘弁してよというのが正直な気持ちであるとおっしゃっていました。

以上です。

○浅川消費者情報官 では、岩間さん、どうぞ。

○岩間氏 貿易促進を進めるためにはやむを得ない措置であるし、前回、去年も公式認定の説明があつて、こういう方向になることについてどうなのかという問題提起はされていたと思うんですが、現実としてはそういう方向にどんどん進んでいるし、私はもうやむを得ない方向でないかと思います。

この公式認定について、今回、日本政府がBSEについて今回5月に認定申請されるということを非常に私ども好感を持って迎えたいと思っております。

我が国の輸入だけでなく輸出する際も、現在、BSEについて香港とかシンガポール、依然として我が国のBSEに対する見方というのは非常に我々が思っている以上に厳しいです。今回、日本政府がOIEでBSEについて管理されているという位置づけになると、当然彼らの見方も変わってきますし、それにつながるまだ日本産の牛肉の輸入を認めていないほかの国に対しても非常にいい影響を与えるということは十分予想されます。いろいろ問題がある場合は、これは科学的根拠を双方で協議する場面は当然あると思いますので、やむを得ない方向というか積極的にやっていただきたいと、そう思います。

○浅川消費者情報官 はい、では、亘さんどうぞ。

○亘氏 ちょっと素朴な質問なんですけれども、先ほどから出ているコモディティー・アプローチについて、例えば革靴であるとか、それから何でしたっけ、もう一つはワインとかが出ていますけれども、直接国際獣疫事務局というOIEからちょっと離れたものはこういう形で出てきた背景についてご説明いただいたんですけれども、いまいちその辺が何で革靴がここへ出てくるのか、ちょっと意味がまだのみ込めないのが1つございます。

それからもう一つが質問票なんですけれども、実際にはOIEコードと同様に公式認定は扱われるべきだとここに書かれているわけなんですけれども、にもかかわらず、質問票というのは一体どの程度のレベルでどのような内容が検討されたのかがわかりませんので、よろしくお願いします。

○小川国際基準課長 今いただきました岩間さん、それから亘さんありがとうございました。

特に岩間さんのご発言はどちらかといいますと、これからの対処ということだと思い

ますので、主として亘さんのほうからいただきました質問についてお答えします。

余りにも極端、明らかに問題ないでしょうという例を出しましたけれども、逆に言えば、例えば今議論になっている、先ほど最後のスライドで説明申し上げましたような口蹄疫でお肉が大丈夫じゃないとか、あるいは今までやってきたものでも例えばパルマハムとか、イベリコブタのハムとか、そういった塩蔵処理して長期間熟成したものであれば、当然そのリスクも低減されているんで、たとえ病気が発生しているところからでもそういったものは輸入しても安全であるということを書き込むことで彼らは取り組んでいるわけですね。

その意味でいきますと、いろんな見方があると思います。そういったものについては貿易をとめなくていいので貿易促進効果があるという見方もありますし、逆に貿易の混乱を招かないということもあるんですね。要は病気が発生してとまる、とまらないというのを毎日繰り返していても、実は私も含め消費者の感覚からすれば、とまった前の日の肉は、じゃ、安全なのかとか、そういった議論というのはあるわけですね。そういう意味では、こういった措置が講じられているのであれば大丈夫ですと。例えば鳥インフルエンザでいうところの加熱家禽肉ですね。ウイルスは死滅しているから安心してくださいと言われる効果、そういったものがどういうものがあるのかということに取り組んでいるというのが今のOIE。それから、先ほど出したワインの例は植物の問題ですけども、そういった取り組みを行っているということです。

もう一つの質問票の部分なんですけれども、これは先ほど今提案されているものをずっと見ていくと、例えば具体例のほうがわかりやすいかもしれません。質問票に答えていくと、大体英語で両面刷りでこのぐらい（厚さ10センチ程度）のデータは出さなきゃいけなくなります。これ、両面で英語でざっと書いてあります。それぐらいのデータは要求する質問事項にはなっています。そういう意味では、私たちこれを読む立場からすると、微に入り細に入りその国の衛生状態なり、その病気にどうやって取り組んでいるかの百科事典の情報ぐらいは入っているものになります。そのぐらいを求める質問票になっております。

○浅川消費者情報官 では、時間もありますので、吉川先生。

○吉川教授 言いたいことはある程度わかったんですけども、やっぱり疾病別に考えてみると、貿易を促進するためにコモディティーというか、物品によってほとんどリスクがなければ疾病に関係なく切り離そうという考え方、あるいはその国に疾病があるけれ

ども、例えばゾーニングとかコンパートメントみたいな格好で実際の流行から隔離されているものであれば、特別物品でなくても輸出入可という貿易促進という点から見ればそういう考え方もあるとは思いますが。けれども、逆に言うと、そういう条件を緩和していくに従って、例えば本当にその国が例えば口蹄疫を撲滅しようというインセンティブが本当に持てるんだらうかと、あるいはそれなら病気があってもいいじゃないかということになりますか。それは本当にO I Eの本来の目的、家畜の伝染病をコントロールしてできるなら撲滅していこうという戦略と本当に合うんだらうかという気がするんですよ。ほとんどリスクのないものに金を使ってやる必要はないじゃないかということは、これはあまりだれも反対しないと思うんですけども、いろいろなものを考えていったときに、その戦略として案外片方でレベルを下げ過ぎると、むしろ一生懸命やっている国にとってはそこまで金を使って撲滅に努力しなくたってと、これでいいならこれでいいじゃないかということになると、かえって国際感染症防疫としてはマイナスになる気もするんで、そこら辺の総合的な評価を緩めることと、それによって得られる貿易的な利益があるかもしれない。でも、逆に感染症をコントロールするという国際的に見たマイナスポイントというのをやっぱり総合的に考えて議論していかないと余りルールの拘子定規にやるのは僕はちょっと問題じゃないかなという気がするんです。

○浅川消費者情報官 では、申しわけございません。お時間がありますので、最後に萬野さん、すみません。

○萬野氏 すみません、どうも。

また、根本的な質問なんですが、今年度に日本が公式認定を申請するというふうなお話だったんですが、申請して公式認定を受けるというその国の立場というのはO I Eのルールを要は批准するという立場になってしまうのかどうか。その要は申請する国の立場というんですか、その辺の考え方はどう理解したらいいんでしょうか、お願いします。

○小川国際基準課長 ありがとうございます。

まず、吉川先生にはまさにそのとおりでと思います。O I Eという組織がどこに重点を置いて、どこにどうやってバランスをとって活動を行っていくのかというところにだんだん向かっていくんだと私も考えております。

それから、萬野さんからいただいた意見でございますが、特にこれに従うとか従わないというよりも、むしろ例えば日本がB S Eで公式認定のステータスを申請したわけで

ございますけれども、その最もある効果は自分たちがやっている措置について第三者である、しかもその専門機関であるO I Eがどう見てくれたか、つまり評価してくれているのかくれているのか、第三者による認証を受けるか受けないかということであって、したがって、そこにアプライしたことによってO I Eのやっていることを全部受けなきゃいけないとかそういったものではありません。現に口蹄疫でも日本で一度発生いたしました、すぐ回復してすぐO I Eに申請してちゃんとエラディケーションが成立したと、疾病の清浄化に成功したということを確認してもらったことも過去日本にはありますので、そういったものをご理解ください。

○浅川消費者情報官 大変申しわけありませんが、時間の関係がありますので、少し休憩をとりまして次の議題に移らせていただきたいと思います。では、最後に、山浦さん。

○山浦氏 事実関係だけ確認したいんですけれども、日本がB S Eステータスの認定を12月に申請したということと、今回の今話題になっている公式認定というものは同じものなんですか。私が理解していたのは、3つの分類の中のステータスの管理をしていたリスク国に日本がなりたいという申請をされていたと思うんですけれども、今回の公式認定の申請をされたんでしょうか。

○小川国際基準課長 簡単に。

まさに日本が申請したのが公式認定です。それは管理されたリスク国になれるかというふうには申請していません。どこに該当しますかと、もちろんわからないリスクに認定されることはありませんけれども、無視し得るのか管理されているのかどっちに該当するんですかということ聞いています。

○浅川消費者情報官 それでは、ここで一端休憩をとって次の議題に移りたいと思います。現在15時52分ですので、16時から次のB S E関係の議題に入りたいと思います。よろしくお願いたします。

(休 憩)

○浅川消費者情報官 それでは、時間になりましたので次の議題に入りたいと思います。

次の議題といたしましてB S Eコードに関する改正提案の概要について、動物衛生課の川島より説明いたします。資料の2の26ページまでが次の議題になります。

また、何度も恐縮ですけれども、学識経験者の方はスクリーンが見えにくいと思いま

すので、席の移動をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○川島国際衛生対策室長 それでは、国際衛生対策室長の川島でございます。

時間が少し押しているようですので、少し早口になるかもしれませんがご説明を申し上げます。

私のご説明で使わせていただく資料は資料ナンバーの2番、それから資料ナンバーの3番でO I Eコード改正の主な項目に関する論点（案）というものがございます。それから、参考資料の5番、O I EによるB S Eステータス認定の申請についてというプレスリリース、この3つの資料を使ってご説明を申し上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、O I Eコード改正でございます。

復習も兼ねて、まず最初に、O I Eコードがどういうものかということについて簡単にご説明を申したいと思います。

O I Eコードは、約600ページぐらいの本になっておりますけれども、1部と2部に分かれております。

1部は一般的なことが書いてございまして、例えば用語の定義ですとか、あるいはここに書いていますサーベイランス、これはどういう手順で行うのかといったようなルール。それから、リスク管理措置をとる場合にはリスク分析をする。その場合の方法、実施手順あるいは輸出入の手続、こういった横断的な項目について記述がございます。第2部で個別の動物あるいは疾病ごとの貿易条件、こういったものを定めているという内容でございます。一般条項として先ほど言いましたようなものです。今年の5月の総会に改正をしたいということで提案されており、用語ですとかサーベイランス、リスク分析、こういったものはこれまで得られてきた知見ですとか、新たな意見とかによって一部改正をするというような内容になっております。

それから、ゾーンとコンパートメントは、先ほど吉川先生のほうからやはりO I Eの目指すべきは国全体で疾病を撲滅していくものにするべきだというご指摘がございました。実は昨年同じリスコミで、コンパートメントの議論をしたときに、私の記憶ですと林さんからもやはり国全体の撲滅というものを第一義的に求めていくべきではないかというようなご意見をいただいております。日本からのコメントを反映する形で、今年このゾーンとコンパートメントの条項の中に国全体での撲滅を最終目標とすべきであるというような文言が提

案されているという状況になってございます。

それから、第2部、個別の病気ごとにやはり先ほど言いましたような新たな知見等に基づいて改正提案が今回もなされているということでございますけれども、そのうち本日のこの会議では、まず、BSEと豚コレラについて概要をご説明申し上げてご意見を伺いたいということでございます。

BSEについてですが、最近の、まずBSEの発生状況をまず簡単にご紹介したいと思います。

ご案内のとおり、EU、イギリスで非常に発生をしてきて拡大をしたわけですがけれども、87年、86年ころから確認がされるようになりまして、92年にイギリスで3万7,000頭強が1年間の間で確認されたのがピークでございます。最近、見ていただいたらわかるように、急速に減少しているという状況です。これが具体的な数字でして、全体でこれまで約19万頭のBSE感染牛が確認をされておりました、イギリスがそのほとんどすべて約18万5,000頭を占めているということでございますが、先ほどのグラフと照らし合わせていただければわかるように、最近イギリスでも2008年は25頭ということで100頭を切るような状況で減少してきております。

日本につきましても、2006年に10頭確認されておりますけれども、去年は1頭ということでございまして、これは世界的にBSE対策として、特に飼料規制——フィードバンと言っておりますけれども、その飼料規制が適切に実施されてきた結果、こういう形で減少状況になっているということでございます。

日本については、先ほど言いましたように、去年も1頭見つかっておるんですけれども、実はこのグラフは確認された感染牛がいつ生まれたかということをごらんいただくためにお示しをしているものでございます。ごらんいただきましたらわかりますように、大体95年から96年に生まれた分、それから99年から2001年までに生まれた分というものでほとんどすべてが確認されておりました、特にご注目いただきたいのは2001年10月に法律により飼料規制——フィードバンを実施して以降は基本的に日本ではそれ以降に生まれた牛でBSEが確認をされていないという状況でございます。

そういう意味でも、日本におきますフィードバン——飼料規制も非常に効果的なものとして今実施をされていると、非常に効果が上がっているという状況ではないかと考えております。

それで、BSEコードの概要ですがけれども、BSEコードの全体的な構成は、まず、

無条件物品という部分がございまして、それからリスクステータスの要件、それからリスクステータスごとの貿易条件、それからサーベイランス基準と、こういうような構成になっております。

まず、リスクステータスの要件ですが、実はBSEのリスクステータスには3つございます。

その最初の無視できるリスクというものですけれども、ここに書いてございますように、BSEの発生がないような国であって、かついわゆる通報義務ですとか、獣医師、農家に対する教育等が7年以上実施されておって、かつフィードバンが8年以上実施されているような場合。それから、国内で過去に発生があるけれども、それは過去11年以内に生まれたようなもので発生しているわけではないという場合。つまり11年以前に生まれた古い感染牛は仮に発生があっても最近はきれいになっているという考え方でございます。もちろん感染牛が出たりすれば、その感染牛自体あるいはそれと同じ汚染された飼料を給与されたと考えられるようなコホート牛、疑似患畜というんでしょうか、同居牛というんでしょうか、そういったものについてもきちんと処分しなさいと、こういう要件を満たせば無視できるリスクのステータスに入りますというものです。サーベイランスとしては、後でご説明申し上げますけれども、B型というサーベイランスを実施しなければならないというのがこの要件です。

それから、2番目の管理されたリスクの国というものにつきましては、発生が一般的には国内発生があっているいろいろな対策はやっているんだけど、まだ7年未満である、あるいはフィードバンであれば8年未満であると、無視できる国の要件を満たすまでには至っていないというような国については管理されたリスクということですので。リスクは一応管理されているというステータス区分にしましょうということございまして、そのためにはA型サーベイランスを実施しなさいということになっております。その無視できるリスクの国あるいは管理されたリスクと、いずれの要件にも該当しないというのが一番下の丸に書いてあります不明のリスクの国という分類にされるということです。

A型サーベイランス、B型サーベイランスというものが出てきましたので、簡単にご説明しますと、A型サーベイランスというのは10万頭に1頭のBSE感染牛をきちんと摘発できる水準でサーベイランスを実施しなさいということございまして。B型サーベイランスの半分の5万頭に1頭のレベルで検出できるものにしてくれというのがこのサーベイランスのポイントでございます。

それから、そういうふうに3つの分類をしまして、そのステータスごとに貿易条件を定めており、これが3つのリスクステータスごとの貿易条件でございます。例えば管理されたリスクの国から牛肉を輸出するときとは畜の前後できちんと検査をして、その検査に合格しているということのほか、ピッシングというと畜の際に脳からワイヤーのようなものを脊髄の中に入れて牛の反射をとめて安全に作業をするというためにやる作業なんですけれども、そういったピッシングを実施してはいけませんという貿易条件になっております。

それから、SRM（特定危険部位）と言われている、ここに書いてありますように、全月齢の扁桃ですとか、回腸遠位部あるいは30カ月齢超の脳・眼・脊髄、こういったものについてはきちんと除去をなさないと、その上で輸出をなさないとというのが貿易条件になっております。無視できるリスクの国の貿易条件、それから不明のリスクの国の貿易条件、それぞれごらんいただいているとおりでございますけれども、不明のリスクの国になりますと、脳とかの除去月齢が12カ月ということで厳しくなっております。

そういうステータスについて、実は先ほど国際基準課長の小川課長のほうからもご説明がございましたけれども、これまで2007年5月の総会でここにお示しをしております11の国がそれぞれ公式認定を受けているということでございます。

それから、昨年5月、これはほとんどEUの国でございますけれども、無視できるリスクの国として5カ国、それから管理されたリスクの国としまして25カ国が認定を受けているということでございます。日本は、先ほど来ご議論ありますように、昨年12月15日にOIEに対してステータス申請をしております。その資料が参考資料の5番というものですので、後でごらんいただければと思いますけれども、我々がOIEに対して申請した資料に関しまして、今年2月の初旬にBSEの専門家が集まってそのデータをチェックして評価をまとめる。それが恐らく3月中旬以降に各加盟国に配付をされて、それに対するコメントが求められて、その結果、5月の総会で我が国のステータスが決まっていくということになるかと思っております。

それで、今回の5月の総会で改正提案というものがなされているわけでございますけれども、それについてご説明を申し上げたいと思います。

まず、無条件物品ということでちょっと言葉としてはなかなかなじみのない言葉でありますけれども、先ほどのコモディティー・アプローチと同じ考え方というふうにご理解をいただければいいと思いますけれども、BSEに関しましては、これまでの実験感

染あるいは自然感染例に関する疫学データ等に基づきまして、BSEのリスクが認められなくて、BSEのステータスにかかわらず貿易ができる物品とご理解をいただければいいと思います。具体的に現在のコードに書かれておりますのは、ここ（スライド20）に掲げてございますように、1番から8番まででございます。牛乳ですとか、あるいは4番の皮から製造され調整されたゼラチン、コラーゲン。それから、7番、骨のない骨格筋肉（機械的除去肉を除く）となっております。この（注）については次でまたご説明申し上げますけれども、機械的除去肉というのは、ブロックの肉を取った後にまだ骨に肉が残っているものをさらにひき肉原料として使うために、骨を砕いたりしてその肉を回収することを言っております、こういったものは無条件物品にはならないということを書いているということでございます。骨なしの骨格筋肉については、無条件物品に入っているんですけども、現在の条件ではここに掲げてありますように、30カ月齢以下であるということ、それからピッシングがされていない、それからと畜前後の検査に合格していること、それからSRMが除去されているということがその骨なし骨格筋肉を無条件物品とするときの要件と記述があるわけです。けれども、今回の改正案はその中の30カ月齢以下であるということの要件を削除をしたいというのがOIE側からの提案でございます。その背景については、また後でご説明を申し上げたいと思います。

続きまして、BSEの関係でゼラチンでございます。

ゼラチンにつきましては、昨年5月の総会にかけられる3月時点の改正案は、原料として、ゼラチンは先ほど言いました皮と骨から製造ができるんですけども、昨年の改正案では骨から製造する場合の条件につきまして、管理された国の場合は30カ月を超える牛の頭蓋骨を除去、つまり使ってはいけないというものがもともとの案だったんですけども、30カ月齢を超えるという月齢条件を撤廃したいというのがOIE側の当初の提案でありました。

また、不明のリスクの国につきましては、ここに書いてありますように、12カ月齢を超える牛の頭蓋骨という要件に加えまして、脊柱という要件を削除することになっていました。脊柱を削除するということで、逆に言うと、脊柱は原料の骨として使っても構わないことにしたいという提案をいたしました。

ただ、昨年の総会でいろいろ我が国も含めまして議論をした結果、骨由来のゼラチンにつきましては、管理された国も不明のリスクの国も月齢にかかわらずすべて頭の骨、

それから脊柱、これはどちらにしても使ってはいけないというような、むしろO I Eが提案した以上の厳しい基準に昨年はなったということでございます。それについてO I Eの、今年の5月の総会で議論する案として、もう一度O I E事務局としてはこの脊柱という要件を削除したい。つまり脊柱を原料として利用しても問題ないというようにしたいというのがO I Eからの提案ということになっております。

豚コレラは、実は次の部になりますのでこの資料はこれで終わりにさせていただいて、先ほど言いました資料番号の3番でございます。

これをちょっとごらんいただきたいんですけども、皆さんにいろいろとご議論をいただきたいと思っております論点を当方で整理をさせていただいたものでございます。ざっと読みますと、まずB S Eの部分でございますけれども、いわゆる無条件物品のところ。骨なし牛肉に課されている条件のうち30カ月齢以下という条件が削除されているということでございます。この理由といたしましては、O I Eからは（1）30ヶ月齢の制限はS R Mによる汚染の可能性を考慮した安全策として記述されているものである。

それから、S R Mの除去による汚染回避がB S Eに関する人、動物に対するリスク管理のために最も重要であるということを上げておまして、したがって、その30ヶ月齢という月齢要件は削除したいというものです。

参考に、O I Eのコード委員会からの報告書において、さらに①と②に掲げておりますように、O I Eとしての根拠が示されているわけでございますけれども、そこには現状ではイギリスにおけるB S Eへの人への暴露は先ほど申しました機械的回収肉といったものがほとんどであるということ。

それから、適切な飼料規制によりB S Eは減少している、あるいはコードのほかの要件ですね。と畜前後の検査ですとか、ここに書いてあるようなほかの要件をきちんと適用すれば中枢神経による汚染リスクを著しく低下させること。それから、月齢制限はB S Eがピークのときにはある程度そういうリスク低減の手段となったかもしれないけれども、最近ではコードの要件が適切に実施されている限り30カ月齢超の牛を排除することで大きなリスク回避効果は考えられないというのがO I Eの月齢要件を撤廃したいという根拠、理由になっております。

そういったことについてどう考えるかということについてご意見を賜りたいということでございます。

それから、実はこの30カ月齢の撤廃の提案は、O I Eとしては今回が初めてではござ

いませんで、2年前にも一度同じ提案を出しております。ただ、そのときはO I E総会にかける直前にその提案を撤回しております。それはやはり当時いろいろな国から、日本も含めて、慎重に議論すべきだと反対というようなコメントが出たことがございまして、2年前は一度提案しましたが、総会にかける前にO I E事務局が自ら撤回をしたという経緯がございました。今回、改めてO I Eとしてはこの提案をしたいということでございます。

それから、ゼラチンでございませけれども、先ほど言いましたように、ゼラチンの原料骨の要件につきまして、昨年の総会で不明のリスクの国の脊柱を使用可能とするという提案がなされたわけですが、議論をした結果、管理されたリスクの国、不明のリスクの国、いずれも頭蓋骨、脊柱は使用をしてはならないという提案になったわけです。今回、O I Eのほうから原料の由来に関係なく、コードの規定に基づき製造されたゼラチンは安全であるということで頭蓋骨は使用不可のままだけれども、脊柱は使用可としたいという提案がなされているということでございます。

参考1に、そういう提案をする科学的根拠といたしまして、実はこれはニュージーランドのほうからリスク評価結果を出しておるんですけれども、実験的に脊柱のようところの骨にB S Eの異常プリオンをまぶして、実際そういうものでゼラチンの製造工程を経ていきますと、ゼラチンの製造工程ではいろんなアルカリ処理ですとか、酸処理があるものですから、B S Eのプリオンが除去されて不活化されるというような実験データがございまして、そういった実験データに基づいて安全であるということが科学的に示されておりまして、そういったことを根拠にO I E事務局は提案をしてきたということでございます。

ただ、先ほど言いましたように、去年そういう提案について反対意見が出たわけがございまして、参考2に書いてございませけれども、シンガポール、それから私ども日本、それからEU、そういったところからまだ十分な科学的な根拠は示されているとは言えないといったような考え方にに基づきまして反対意見が出されまして、議論した結果、現在のものになっているということで、これもO I Eは改めて再提案をしてきたというのが今回の提案でございませ。

以上でございませ。

○浅川消費者情報官 では、このB S Eの改正案の2つのポイントについて順番に意見交換をしていきたいと思ひませ。

まず初めに、BSEステータスにかかわらず貿易できる牛肉の月齢条件の変更について意見交換をしたいと思います。

どなたかご意見がありましたらお願いいたします。ではまず、小林さん。

○小林氏 基本的にはあまり緩めるべきではないという考え方です。

ただし、この11ページに書いてありますように、今でも無条件物品ということで30カ月齢以下のものは骨格筋は自由に貿易できるという話になっているわけなんですね。にもかかわらず国内においては、例えばアメリカのものは20カ月齢以下しか輸入できないというようなことがあるんで、逆にこういうOIE基準を守っていただくようなことで、今の現状、基準を守っていただくようなことで進めていただきたいなと思います。少なくともSRM、特定危険部位については流通させるべきでないという立場であります。後のところでも出てきますけれども、これはゼラチン工業会さんのところでいろいろ問題あるかと思えますけれども、頭蓋骨も含めて脊柱を除くというような話になっているんですが、やはりすべてのSRMの流通を少なくとも国内ではすべきではないということが肝要ではないかなと思っております。

以上です。

○浅川消費者情報官 今のご意見は今のルールをまず守るのが大事であり、30カ月齢などというまだそういう提案というのは時期が早いということですね。わかりました。

ほかに。では、原さん、お願いします。

○原氏 私たちは30カ月齢の条件の撤廃に反対します。

もともと先ほどの方がおっしゃったように、無条件物品について日本政府が受け入れているわけではないので、じゃ、いいじゃないかということになるかもしれません。この30カ月齢というのは、結局、我々30カ月齢以下だって安全なんていうふうに全然思いませんけれども、月齢に従ってプリオンが蓄積していくというのは、これはもう明らかな事実、これまで確認されている事実なわけですから、そういったことを無視してこういったことを提案してくるOIEの科学性というものをちょっと疑問に思います。これまでOIEが提案しているコードの改正について科学的な根拠というものがきちんと示されているように思えないので、日本政府としては科学的な根拠をきちんと求めていただきたいと要望します。

それから、ステータス評価なんですけれども、昨年イギリスが管理されたリスクの国になったということで、日本は今申請をされていてどこになるのか知りませんが、

結局、イギリスであってもBSEが非常に少ない数しか発見されていないような国で、それなりの措置がとられている国であっても、結局、管理された国ということで一緒になっているということである。このOIEのステータスのカテゴリーというのは非常に定量的でなくて定性的な分類であると、IARCの発がん性の分類のような定性的な分類であると判断せざるを得ないのではないかと思います。そういう意味では、このOIEのステータスの分類が輸入の牛肉の輸入のいろんな条件と直結しているというのは甚だおかしな話じゃないか、やはりリスクの高い国からはそれなりの規制をされてしかるべきではないかと思いますので、このステータスの評価ということ自体を改善するよう求めるべきではないかと思います。

それから、日本が12月にステータスの分類を申請したということなんですけれども、どのような評価になるのかはわかりませんが、その結果をもって、先ほどちょっと会場というかこの円卓から発言ありましたが、シンガポールだとかいろんなところに輸出をするというようなことを先方の政府にもそれなりの、我々自体は日本の安全対策について現時点でその三本柱の対策ということで信頼はしておりますけれども、先方には先方の理屈といいますか、考え方がございますので、このOIEのステータス評価を根拠に輸出を求めるようなことはやめていただきたいと思います。きょうは生産者の方もいらしていますので、輸出したいのかしたくないのかというような意思についても聞きたいところではありますけれども、このOIEのステータスを根拠に要求することだけはやめていただきたい。日本ではこれだけ安全な対策をしているから安心して輸入してくださいと交渉するのはいいとは思いますが、OIEのこれを根拠に求めるのはやめていただきたいと思います。

○浅川消費者情報官 山浦さん。

○山浦氏 ありがとうございます。

私もこの無条件物品の条件については原さんと同じように、この月齢制限の撤廃には反対です。

そもそも、これも同じ意見ですけれども、無条件物品ということで骨なしの牛肉の輸出ができるということ自体がやはりまだまだ科学的にも問題があると考えています。

牛肉に末梢神経が実際に存在するわけですから、そこにおけるプリオンの危険性といったことが本当に大丈夫だと科学的に言えるのかどうか、この点をやはりもっとしっかりと議論し、分析しなければいけないと思います。

そして、資料3にありますように、O I Eのいろいろな根拠が示されております。これは主にイギリスの例などを引いて、そこでリスクの評価をしているわけですが、日本の例をもっと強調して、日本においても昨年度もB S E一例出ておりますが、まだまだこういった発生ということはあるわけです。また食肉からのプリオンの問題ということも我々は心配しております。それから、日本における若齢牛の問題等もありますので、そういった問題をぜひ例として取り上げてこういったO I Eの根拠はおかしいという主張をぜひしていただきたいと思います。

それから、ゼラチンにつきましても……。

○浅川消費者情報官 申しわけございません。ゼラチンは次に時間をとります。

○山浦氏 では以上です。ありがとうございます。

○浅川消費者情報官 和田さんと岩間さんが手を挙げておられましたので、その順番で発言をお願いした後、今の科学的な根拠ということについて議論が出ておりますので、吉川先生にも科学的なそういう見解についてご紹介をいただければと思います。その順番でお願いいたします。

では、和田さん。

○和田氏 消費者の立場でもう既に発言がありましたように、月齢の撤廃ということには私どもの団体も反対でございます。

そして、やはりO I Eの総会の前というのは毎年このような会が持たれておりますけれども、いろいろなお話を伺っておりますと、何か貿易ということが非常に重く出てきているというような感じを毎年受けております。今年も同様であるということで、やはり科学的な根拠というのが後でご説明があるのかもしれませんが、そのところをきちんと納得のいくような資料を示していただきたいとお願いしておきたいと思えます。

日本の評価を受けるというときにも、今日現在、ピッシングがどれだけになっておりますのか私もちよっと今正確な数字を存じませんが、その辺を考えますと、日本の評価というものがどういう位置づけになるのかということも必要だとは思えます。けれども、山浦さんが言われたように、それを根拠にしてのいろいろな日本としての貿易を求めるほうをやっていくということには問題が非常に大きいのではないかと感じております。

以上です。

○浅川消費者情報官 では、岩間さん、次、お願いします。

○岩間氏 私はぜひ廃止することについて日本政府として賛成していただきたいと思えます。

これまで日本政府として、BSE対策について法律に基づいて先ほどご説明があったように昨年以降発生しておりません。一番のポイントは、フィードバン2001年の法律に基づいて肉骨粉を処理し、またえさの面、それから生産者もこれについて一生懸命取り組んできています。その結果としてBSEの症例牛の発生がもうほとんど見られない。たまにあっても、フィードバンのかかる以前の老齢牛でしかそれも見られないということは、もう相当の効果が上がっていると思います。そういう現状にあって、一方で、まだ日本のBSE検査が各県ではまだ全頭検査が行われている。非常に国の方は、もう一方で20カ月齢以上と言いつつも各県は横並びで相変わらずBSE検査を続けているというこういうアンバランスを何としてもやっぱり是正していただきたいと思えます。

そのためにもやっぱり国際的なこういうOIEの場でこういう月齢制限がかかっているものをもう見直していただきたい。もう日本の認識と海外の認識というのが私は相当違うと思うわけです。私も先ほど輸出に当たって、BSEの認定を何か政府が先頭に立って相手国に日本のステータスを示すことが輸出促進になる。そんなことは、これは私ども業界とかの者は考えているだけであって、やっぱりステータスというのは世界じゅうの統一的な評価で皆さんに評価していただく。だから、これは相手国が日本がそういう状況になったから輸入するかどうかを、それは相手国が判断していただく1つの材料であって、認定することが即輸出にプレッシャーかけるようなそんなものでも何でもないわけです。私、今回いろいろ輸出促進のために各国の方が日本にお見えになっている食肉と畜場をごらんになったときに、やっぱり日本のステータスのことを非常に気にされている発言もありました。全く今の不明の段階から1つでも上がればそれだけやっぱり海外の方も安心してBSEについて日本がそれだけ管理しているんだなということで、また日本の牛肉を買っていただけると、そういうことに私はつながると思っているわけです。

そういう意味も含めて、ぜひ今ここまでやっているという、日本も頑張っているんですから世界の流れについていっていただきたいとそう思います。

○浅川消費者情報官 では、吉川先生、お願いします。

○吉川教授 科学的にどうかというのに明確に答えるのはそんなに楽ではないと思うんで

すけれども、わかってきたことを整理すると、多分1歳以下ぐらいの若い年齢でほとんどのケース、侵入してきたBSEに対しては感染が成立するだろうということ。それから、徐々に先ほど言われたように、感染後、BSEのプリオンが中枢神経を含めて蓄積してきて、ある一定量に達した段階では抹消のほうにプリオンが広がっていくだろうということは正しいだろうと思います。

もう一つ、そういうイギリスを原点とした流行とは別途に高齢牛で日本のケースもありましたけれども、非定型のBSEというケースが出てきて、そのケースもまた幾つかの報告では感染性を持っているという、これも事実だろうと思うんですね。

OIEが国際的な機関としてすべてに通じるルールをつくらなければならないというところに矛盾が出ざるを得ないんだと思うんですね。本来、外から入ってくるものに関しては、有効な飼料規制がとれば、先ほど日本の場合、2001年にとめて、国内での流通過程を考えれば最大で6カ月ぐらいの滞留があったとしても、その後生まれたものに関しては陽性例が出てこない。それはほかに汚染されて対策をとっていた国も同様です。かつて提案されたが批判されて消えてしまった『有効な飼料規制がとられた後に生まれた牛』についてどうか、というのが科学的にいうなら、1つの基準としては本当は正しいだろうと思うんですね。20カ月だ30カ月だというのは、かつてイギリスの最大の汚染のときのモデルを例にとって言っているだけであって、各国それぞれ対策をとった後に生まれたか、それより前に生まれたかというのが、その牛の1つのリスクポイントになるだろう。

もう一つ、今言ったように、そういう汚染とは別にスポラディックというか非定型がぽつぽつと出るというその2つの点を考えると、本来、20カ月だ30カ月だという議論は余りどこに基準をおいても、いろいろと異論が出てくるんだろうと思います。もしSPS協定みたいなものを優先して考えるなら、それぞれの国のリスクを考えることになるので、本当に有効な規制がとれているのか、あるいはSRMがちゃんと排除されているのかというほうが本当の意味で現実的なリスク評価になると思うんですね。

だから、残すか撤廃するかというよりも、本当はそういうものに合った表現の項目のほうがいいと私は思うんです。だから、何もなくてもいいとは思わない。国によっては有効に対策がとれた後の牛という条件。あるいはそういう条件を取ったとしても8歳とか9歳の高齢牛、こんなものが肉として出回ることはほとんどないと思いますけれども、国際的な安全性を考えれば、そういう高齢牛は、例えば8歳以上はだめ。若い牛につい

ては有効な処理がとれた後に生まれた牛というような条件のほうが、科学的にというならそれのほうが合っているんじゃないかなと思います。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

では、羽根田さん。

○羽根田氏 ただいまお聞きしていますと、大変いろいろな意見があるんですけども、私も吉川先生とちょっと似たところがあるんですけども、現在、無条件物件で年齢制限を全部取っちゃえとは私は思っておりません。

ただ、最低30カ月ぐらいは一つの目安としてそれは考えるべきだと思います。どこの年齢制限をしようと、危険はあるといえはある、ないといえはない、そういうデータというのは私はないと思うんですよね。それで、一番ものすごく大切なことは、今も先生がちょっとおっしゃったんですが、私もそう思うんですけども、いわゆるSRMを完全に除去することだと思うんですよね。そのSRMがなければ、そういうようなものが流通していなければそれができないことであって、そのほかにそういう危険な部位というのがないわけですから。だから、輸入する国からそういうSRMが完全に除去してあるかということが私は科学的な見地というものの中の第一歩じゃないかと思うんです。それが日本が輸入する国がそういうことをまず完全にやっているかやってないかということ徹底的に調べて、完全にやってあるなということがわかれば、それは一つの目安として30カ月齢のものについては異議がないかなというのは1つ私の基本的な考え方で。あくまでもSRMを除去するということですよ。

それとピッシングを完全にやっているかどうかというのは問題ですよ。それと、あとと殺前に検査することは当然のことであって、これも徹底してやっていただくと、そういうのが1つということ。

それから、先ほどいわゆるWTOの問題等はこれはどうですかということについてですね。いろいろなこれは議論もあると思います。OIEとEUが一体の関係でOIEも、それからもちろんEUも1つの結果については、同じような歩調をとっているということは世界の流れから言って、OIEのやり方が私は日本の国が世界の中の一人の国として生きていくためにはそういうような1つの考え方というのが大変な意義のあることだと思っております。

だから、総合的に食品の政策というものはものすごくそういうことが大切だと思っております。だから、全部を全く無制限に取っちゃえということじゃなくて、ぜひ私の

意見としては、国として30カ月齢までを認めて、それを輸入でも輸出でも、輸入もあるし輸出もあるわけですね。そういう意味においては、輸入輸出ということのを両方考え、それから先ほど言いましたように、食の流通というものと日本の国民の皆さんにより安くくていいものを、たんぱく質の源を供給するということだと思っうんですね。

また一方、賛成の方もおられますけれども、じゃ、そういうふうに入をどんどんやられると、我々生産者は大変困っちゃうよと、今ちょっと下がったみたいですがけれども、飼料は高いわ、それから何ですか、そういうような安くて生産者がやっていけないよというように、今まではそういうようなものに対していろいろな補助がありましたですがけれども、そういうことについてはやはり自由化という大きな世界の流れからいって、私は日本の農業はある意味においては、全くそれを守らなきゃいけないと思っております。

そういう意味のもう少し具体的な生産農家も守れるような、それから日本の国が40%の食料自給率しかないということ、これでいいのかなと。消費者も考えていただきますと、やはり我々、私も消費者の1人として60%も輸入されて、いつどうなるかというのがわからないときに、やはり私は、特に日本の畜産を盛んにするためにはもっと田んぼを草っばらにしておくんじゃなくて、あらゆるそういうような大きな理由でもっと国産で飼料をどんどん自給して安いものを供給するとか、そういうものに国が補助するとか、そういうようなものをして輸入も輸出も両立できるように日本としてはいかなないと、世界の孤児になってしまうと。食に対する世界の孤児になっていくから、それはやはり避けてほしいと。だから、もう少し大きな目を見て一歩進んでいただきたいと、私はそう思っております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○浅川消費者情報官 それぞれのお立場の方から意見をいただいておりますが、生産者の方からまだ意見が出ておりませんので、では、萬野さん。

○萬野氏 すみません。各委員からいろんな意見でかわいそうな日本の肉業生産者を守ってあげようというふうなお話が多々ありましたけれども、今回の問題に関しては、やはり科学的見地からいって本当に牛肉は安全なのかというところの考え方を日本でどういふふうにご判断されるのかということがポイントだと思っております。当然先ほど来ご説明でもありましたように、飼料の安全性も徹底的に我々も実施しておりますし、肉骨粉が牛の口に入るといふことはありません。

しかし、やはり数名の消費者のご代表の方もおっしゃったように、まだまだ不安が大

きいんだなという印象を今日は再確認しました。ポイントは輸出の話もありましたけれども、我々まだまだ自給率4割弱の生産者が輸出推進と言えるような立場とは思っておりません。やはり日本の消費者、国民の方に安心・安全の牛肉を生産して供給したいという思いでいっぱいです。その点で、O I Eの考え方もあるんでしょうけれども、牛肉が日本の中で本当に安全なんだと、月齢とかいうのを関係なしに安全と国民全員がご納得いただければ、それはそれで結構なことだと思うんですが、なかなかまだそこまでいっていないと思います。今までの流れから我々なりに勉強した中でも、一たんは要は2001年にB S Eが起こって2002年には牛肉を焼却した事実があります。我々なりにすごくショックな事件でした。やはり牛肉は安全じゃないのかというすごいメッセージを国民に与えてしまったんじゃないかなと思っております。

やっぱりそういった今までの流れを踏まえて、日本の中でS R Mを外せば今の飼料の環境等を踏まえて牛肉が安全ということを徹底していただかないと我々も立つ瀬がないと思っております。その辺を踏まえてO I Eへの意見なり、今後の国際的な認識の中で日本なりの考え方、日本のシステムの理解を得るような働きを行政のほうにもお願いしたいと思っております。

以上です。

○浅川消費者情報官 もうそろそろ議論の時間も足りなくなってきましたんですが、流通外食業界の方から、はい、では、多賀谷さん、お願いいたします。

○多賀谷氏 まず、ちょっと質問というか、皆様のご意見の中でS R Mの除去を徹底というお話がありますけれども、この8ページのリスクステータスごとの貿易条件に管理された国は30カ月齢以下の扁桃と回腸遠位部だけなんですね。S R Mを除去する義務はO I Eの規定でいきますと30カ月齢以下の扁桃と回腸遠位部、それ以外は30カ月以上。日本は生まれてすぐから全部取っていますよね。そういう規定で今やっていますよね。その差というか矛盾というのを今後どうされるのかというのが1つの質問です。

それともう一つ、今度外食の立場として、実は私ども、今、世界的に日本料理が普及されていて、日本食レストランが海外にもものすごく増えています。その中で、海外の日本食レストランはヨーロッパもアメリカも我々いろいろ出かけて行って話をしてくるんですけども、皆さん口そろえて言っていますことは「日本の和牛を売りたいんだ」と、ものすごく声が強いんです。

ところが、さらにお話をしますと、「いや、O I Eのステータスを取っていないんで

と、入れたくても入れられないんだよね」というような言葉が現地から返ってきます。これは日本が輸出したいのもさることながら、やはり海外の人たちが日本の本当においしい和牛というものを評価して食べたいという希望がものすごく強いんです。そういう面では、やはりそれに順応できるような、対応できるような形でのO I Eのステータスの取得というのは一つの意義があると思います。

それと、今度は皆さんの中で30カ月齢という基準を守るべきだというお話がありますがけれども、結局、SRMを取れば安全であるというのが牛肉ということで皆さん基本的には思われていることなんで、私は吉川先生がおっしゃったようなある高齢以上は別にして、通常の牛肉であればこの条件を満たせば流通していいと、貿易していいという形にぜひすべきではないのかなというのは私どもの見解です。

以上です。

○浅川消費者情報官 はい、では手短にお願いいたします。

○羽根田氏 そのことについては私も全く同感ですけれども、じゃ、日本がなぜいわゆる管理されている国じゃないのかというのは、日本はやっぱりピッシングについてちょっとやはり問題があるかもしれない。

○多賀谷氏 ピッシングはO I Eのステータスには関係なくあくまでも貿易上の問題ですよ。

○羽根田氏 いや、ピッシングをなぜかというと、まだはっきり言って、これは私の経験から言って、ピッシングをやっているところがまだ少しあるわけですね。

ただし、それはそういう中でも必ずいわゆる脊髄は違った方法で取っているわけですよ。だから、それがO I Eのほうで何かそれがピッシングやっているからぐらいのことを言われているだけであって、そういう工事（施設整備）は今は地方自治体でももうほとんどやってもうじき全部終わると思います、これは。

だから、そういう意味においては、私は管理された国には完全になって輸出もできるようになると思っております。そういうことです。

○和田氏 ピッシングはまだやっているんですか。

○原田課長 違います、後で説明します、はい。

○浅川消費者情報官 申しわけありません。ちょっと時間の都合がありまして、それぞれのご立場からいろいろ意見をいただきました。

続いて、ゼラチンの関係について意見交換をしたいと思っているんですけども、は

い、では、原さん、お願いします。

○原氏 ゼラチンの原料から脊柱の禁止を解くことには私ども反対です。

確かにゼラチンの製造過程においてプリオンが不活化はある程度というか、かなりの部分されるのは存じ上げておりますけれども、神経節からプリオンが脊柱の骨の中に浸潤したりしないのかというそういうデータは私見たことなく、そういうデータがやっぱりきちんとない限り、脊柱が表面の神経組織なりを全部きれいに洗ったからといって安全であるという確証はちょっと私どもとしては持てないので、そういうデータがない限りやっぱり脊柱は基本的に除くべきじゃないか。そうしないと、せっかく苦勞してゼラチンをつくっていらっしゃるのに、ゼラチンへの安全性について消費者の懸念が大分増すことになると思いますので、私どもとしては脊柱を除去するというか、この条件から削ることには反対です。

○浅川消費者情報官 先ほど山浦さん発言があったようですので、はい、お願いします。

○山浦氏 私もゼラチンについて脊柱を外すということについては反対で、原さんと同じ意見です。

この参考2の資料にありますように、去年の総会でもこういったたった1本の論文で新たな知見と言えるのかということ、今年も状況としても変わっていないわけですし、やはりこういった根拠がない改正ということは認めるべきではないと私は思います。

○浅川消費者情報官 それでは、伊藤さん、お願いします。

○伊藤氏 それでは、日本ゼラチン工業組合からゼラチンの製造者の立場としては脊柱を原料に使えるようにしていただきたい。すなわち今回のO I Eの提案でありますところの頭蓋骨は使えないようにするけれども、脊柱は原料に戻すという案に賛成していただきたいという立場から意見を申し上げます。

牛の骨のゼラチンは、ほかの魚のゼラチンとは、今いろんなゼラチンは出てきていますけれども、昨年の欧州のゼラチン工業組合の調査資料によりますと、世界のゼラチン生産量32万トンあるうちに7万トン強が牛骨ゼラチンから使われています。すなわち2割強のゼラチンが牛骨ゼラチンなんですね。また、私ども日本ゼラチン工業組合が所属しております環太平洋ゼラチン工業組合（ジーマップ）と申しますけれども、こちらの調査ですと、昨年2007年度では8.1万トン年間つくってございまして、そのうち牛骨ゼラチンは4.5万トンということでありまして、ほかの地域に比べても牛骨ゼラチンは比較的多くつくられている地域でございます。牛骨ゼラチンというのは決してマイナーなゼ

ラチンではないということをご理解いただいて、その牛骨ゼラチンからハードカプセルあるいはソフトカプセルのような医薬品の原料になったり、あるいはいろいろな食品の原料になっているということで、私どもの社会生活に非常に有用なものとして使っているという現実をまずご理解いただきたいと思えます。

それから、ゼラチンのBSEの安全性についてはバリエーションテストということで科学的に立証されているということをご報告申し上げます。これについてなかなかご理解いただけないので、何度も何度も繰り返しご説明をさせていただきたいと思えますけれども、このゼラチンの製造工程全体が有する不活化能というのは、これはEUのライフサイエンスリサーチプログラムという資金援助を受けて、ヨーロッパのゼラチン工業組合（GME）というところがスポンサーになりまして実験を委託したというものでございます。それ以前に、ゼラチンの製造工程のアルカリ処理ですとか酸処理ですとか、それぞれの工程についての実験というのは単発では行われていたんですけども、やはり実際のゼラチン製造で行っているものではないので、それは評価に値しないという批判がございまして、その批判にこたえるために実際の牛骨ゼラチン製造工程をそのままスケールダウンした縮小モデル実験で行われました。この実験そのものについても国際的な専門家のチェックを受けた試験プロトコルで行われていると。さらに、委託している3つの研究機関は、国際的に認知された研究機関であるということで十分批判に耐えられるだけのデータを出したということでもあります。

したがって、このニュージーランドのマクダミットさんは、このデータをもとにして独自のリスクアセスメントに引用していただいたと。同様に、EFSAも——ヨーロッパの食品安全委員会もこのデータを引用していろいろな統計的な解析を行ってリスクアセスメントをしているというものでありますので、決して非常にあやふやな実験データではないということをご理解いただきたいと思うんですね。ゼラチンの場合には骨とか皮のようにコラーゲンを多く含む部位から不純物をできるだけ取り除いてコラーゲンをまず得て原料として、それに熱変性をかけてたんぱくに変性してゼラチンにいたします。

さらにその後、精製工程を加えるということで、このような精製と変性という、それが幾つもの工程が組み合わされているというのが特徴でございまして、したがって、BSEのプリオンは煮ても焼いても死なないと不活化できないと理解されておられるかもしれませんが、1つの工程だけで無視できるほどにリスクを低減するということ

はできませんけれども、そのような幾つかの工程を組み合わせてできているというところが最終的なゼラチン製品にはリスクが残らないということでございます。

このゼラチンの製造工程というのは、BSEのために新たに特別に強化したというわけではございませんで、従前から伝統的に行われてきたゼラチンの製造工程がそのような不活性化工程を持っていたということでもありますので、過去も現在もこれからもいわゆるよいゼラチンをつくろうと思えば必ず通る製造工程であります。

ですから、科学的な根拠といえ、頭蓋骨を使ったとしても基本的にゼラチンは安全だというのが科学的に根拠のある正しいことだと私はそのように思っております。

そうは申しましても、やはり上乗せの管理条件というのがないと、基本的には安全だけれども、やはり安心にはならないということはおっしゃるとおりでございますので、その条件を上乗せするということが工業組合はもう全面的に反対するというわけではないんですけれども、やはりその上乗せの条件についてはステークホルダーの方々皆さんは互いに許容できる条件であるということが望ましいと思います。ないと理解し合えないと、そのように私は思います。

今回のOIEのBSEコードの改正案がもし不成立で脊柱が使えないままであるということになるとどうということになるかと申しますと、牛の頭部の部分とは畜後にと体から切り離されて枝肉の脱骨工程には入りませんから、また頭骨の量そのものも小さいのでゼラチン工業会としても頭骨を使うということにそんなに魅力はないので、頭骨については使わないということは許容できると思います。

しかし、脊柱は原料骨全体の比率として二、三割ございまして、決して少なくない量です。これが使える使えないでは、原料コストとしては二、三割の量ということになりますので、決して小さな影響ということにはならないわけです。ジーマップ地域の牛骨ゼラチン4.5万トンの製造に今必要な原骨というのは約180万トンございまして、このうち脊柱除去をするとすると2割減として225万トンさらに必要になります。その場合のさらに必要な量というのが牛の頭数にすると900万頭分ということになるわけですね。その900万頭分のものをさらに必要として今つくっているということになるわけです。逆に言えば、900万頭分の背骨は無駄にしていると、ごみになるのか資源になるのかと、そういうことだと思います。脊柱そのものにBSEリスクが存在するかしらないかということになるわけですが、先ほど申し上げたように、ゼラチンの製造工程では無視でき得るまでリスクを軽減できるわけです。仮に脊柱を使ったとして、そこで増加する

リスクというのはどれだけになるかというのを正しくリスク評価をした場合に、それでもやはり無視し得るだけのリスクしか残らないというのが正しいと私は思います。そうだとすれば、無視できるリスクのためにさらに900万頭分の牛の骨を今は捨ててしまっていると、それを必要としていると、そういうことをご理解いただければと思います。脊柱の流通管理に制御を設ける必要は確かにあると思います。先ほどお話の中で、現状のままでリスクのある脊柱そのものが管理のないままで流通するということであると、これはよろしくない、それはそのとおりでございますので、脊柱の流通管理に制限を設ける必要はあると思います。けれども、私ども工業組合の加盟各社が扱うゼラチン原料から脊柱を除かなければならない必要というのは今申し上げたような説明の中からご理解いただけたと思います。それを取り除く必要はないということで、日本ゼラチン工業組合としては、リスク不明国とリスク管理国にあつては、頭蓋骨は除くというコード委員会の改正案については、いろいろな観点からも妥当であるとして支持していただくようお願いしたいというのが意見でございます。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

小野寺先生、科学的にはいかがでございましょうか。

○小野寺教授 ゼラチンのことはなかなか難しいところですけどね。というのは、一応デビッドテラーという人がマウスにアダプトしたのを301AというBSE株を一応骨にまぶして、それでそれに関して一応ゼラチンに関してそういういろんな操作をして、実際に操作をしたらマウスでは病原体はとれなかったというのはそれは確かです。それに関してそれが果たして十分な研究か不十分な研究かと。

一応、その一報、デビッドテラーの仕事はかなり地道な仕事なのでなかなかこういう時間のかかって予算のかかる地味な仕事、普通の人でもできないし、なかなかやる場所もないということで一報だけなんです。けれども、これを一報しかないからいいのかと、いや、もっとほかの国でもやったほうがいいのかというと、これ、恐らく現時点においてほかの国は同じことを繰り返すと、また億に近いお金がかかるんじゃないかと僕は思うのですね。

それで、ですからもう少し待ったほうがいいのかというのがEUの立場ですけども、恐らく日本で同じ実験をやろうっていうのはまず不可能ですね。ですから、それはもう少し待ったほうがいいのかとどうかというのは何となく模様眺めみたいなどころはあるのですけれども。そういうところですね。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

では、山浦さんお願いします。

○山浦氏 一言だけ。ゼラチンというと、私どもは食用をイメージしますが、実際には医薬品として栄養剤に使われたり、それから医療用器具の人工血管のコーティング剤に使われるということで、私たちの身体に直接触れていくということがございますので、その点もあわせて慎重でなければいけないと思います。今後、この問題が医療過誤みたいな形で起きてくるということが懸念されますので、やはり慎重の上にも慎重にと考えております。

○浅川消費者情報官 先ほど少し戻りますが、BSEの30カ月のところで行政に対して説明が求められた分がありますので、原田課長からお願いします。

○原田動物衛生課長 いろいろ貴重なご意見を幅広くいただきましてありがとうございます。

事実関係だけ幾つかご説明させていただきます。

1つは、ピッシングの実態ということ和田さんからもお話ありましたけれども、ピッシングのほうですけれども、多分残り6カ所ぐらいだと思います。ピッシングを今実施していると畜場が残り多分6カ所で、それも3月末までにやめるということで厚生労働省のほうでも把握されていると思います。

それと、OIEのステータスの評価を得るのにピッシングは条件ではございません。あくまでサーベイランスをどうしているか、飼料規制をどうしているかということがまずステータスを得る条件です。その上で、ステータスによってピッシングをしているかしていないかで貿易できる牛肉が決まってくるということでございますので、その辺が先ほどちょっと混同があったと思いますので、それだけご指摘させていただきます。

あと、OIEのステータス評価が輸出促進のために強引な説明をすべきじゃないかと、もちろんおっしゃるとおりで、各国と今もずっと長い間輸出のための条件をお互いに話し合っていますけれども、基本的には相手が求めるデータに対して我々も誠心誠意お答えして日本のリスク管理措置を説明するという立場でございます。

ただ、中にはOIEのステータス認定どうなっているんですかと、評価は得ていますかというご質問ありますので、今後、そういった求められる国に対しては、今回評価が得られればこういう認定を受けていますということは説明できると考えております。

以上でございます。

○浅川消費者情報官 では、このあたりで会場の方からも何かご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いしたいと思います。発言される際はお名前とご所属をお願いしたいと思います。また、発言は簡潔に、これまでにいただいたご意見と同一視の内容についてはできれば重複を避けていただいた上でお願いしたいと思います。

どなたかご発言ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。それでは、会場からは何も特に挙手されておられる方はいらっしゃいませんので、はい、原さん。

○原氏 すみません。先ほどちょっと漏らしていて。飼料規制のことなんですけれども、会場というかこれはもう何件かご発言があったように、飼料規制等SRM除去、大変重要なことだと思っています。

ただ、SRM除去に関してはやはり完全に除去するという事はなかなか難しく、解体の途上でいろいろなピッシングをやらなくてもやっぱりスタンニングのときに血が回ってというようなことも聞いていますし、やっぱりゼロにはなかなかできないということがあるので、いろいろな対策をきちんとやっている。飼料規制がもとを絶つという意味では一番有効かなとは思いますが、吉川先生からもお話があったように自然発生のみたいなものも考えられますし、そういったリスクも考えた上で対策をとっていかねばならないかなと思います。特にやっぱり飼料規制のところが全体の対策ということでBSEが世界的に減少傾向にあるという報告があったのは、それはそれですごくいいことだとは思いますが、国の中には飼料規制といっても交差汚染を考慮しない規制をしている国もございます。そういったことに関しては有効な規制ということでは不十分であるということで、きちんと日本から欧州も同じ考えで対策を進めていると思いますので、欧州とちょっと共同歩調を事前に意見交換をするなりして共同で飼料規制の内容について提案をされたらいかがでしょうか。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

では、阿南さんお願いします。

○阿南氏 ちょっと角度が違うかもしれませんが、私は今度日本がBSEステータス認定の申請を行うということについて、ようやく条件が整ってきたということであり、この間のさまざまな国内対策が認められ、これは国際的な一定の評価を受けるということなんだと思うんですね。

ですから、国際的な評価ということを考えますと、それは消費者にとっても安心・安全についての認識を少し変えていくというんですか、評価することだと思いませんか。

ですから、ここは消費者に対する説明を確実にやっていただきたいと思っています。

それと、今、国内対策については食品安全委員会のリスク評価に基づいてさまざまな対策がとられてきましたけれども、4年前にやった20カ月齢以下はもう検査は必要ないということについては、まだ実現されていないんですよ。ですから、科学的なリスク評価に基づいた国内対策をさらに推進していくことに力を注いでいくということも重要かと思っていますので、ご意見申し上げたいと思います。

○浅川消費者情報官 はい、山浦さん、お願いします。

○山浦氏 それに関連しまして、今回のO I Eのいろいろな基準の改正ということで日本も国際基準に従っていこうという流れが今日議論されているわけですがけれども、日本におけるB S E対策のしっかりとした基準づくり、政策というものは、堅持すべきではないかと思います。O I Eの国際基準に名をかりて日本のせつかくのB S E対策が後退させられてしまうということになると、これは日本としても問題だと思いますし、また世界的にもB S Eの撲滅のためにも日本が先進的にやってきたこれまでの努力が無になってしまうので後ろ向きにならないようにぜひお願いしたいと思います。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

では、このあたりでこのB S Eについての意見交換は終了させていただきたいと思います。

それで、現在17時15分ですので、17時20分から次の豚コレラの議論に入りたいと思います。よろしくお願いたします。

(休 憩)

○浅川消費者情報官 では、時間になりましたので、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は、豚コレラに関する改正提案の概要についてでございますので、動物衛生課の川島より続きを説明したいと思います。

○川島国際衛生対策室長 すみません、それでは引き続きまして、豚コレラの改正提案についてご説明を申し上げたいと思います。まず、豚コレラという病気でございますけれども、ここに書いてありますように、豚ですとかイノシシの病気でありまして、人には感染をいたしません。感染力は非常に強くて豚と豚が接触するというような形で感染が

広がっていく病気であります。

我が国の状況を見てみますと、1992年に最終発生がございましたけれども、それ以降発生を見ておりません。この間、生産者、それから我々行政と一体になって撲滅対策を進めてきまして、最終的に2006年にワクチンを全面的に注射をしまして、2007年にワクチンを使わないで豚コレラの清浄国になったということを報告しているというものでございます。

我が国がどういう豚肉の輸入条件を持っているかということ、豚コレラを発生している国からの豚肉は基本的には輸入を生鮮のものは認めないという形で対応しておりまして、この赤い色のところは国単位で輸入を停止しております。(スライド30)

それから、フランスのところにオレンジ色で、あるいはメキシコのところを州単位と書いてございますけれども、これはフランスとドイツの国境沿いあたりで一部の地域、州に限りましてイノシシで豚コレラが確認されているということで、その州からの私どもは豚肉の輸入も現時点では認めておりません。そういう今状況になっておりまして、またこのコードの概要をまた先ほどと同じように簡単にご説明申し上げますと、一般的な条項、それからステータスの要件、それからステータスごとの貿易要件、サーベイランス基準というような構成になっております。

今回提案されております改正案の概要でございますけれども、現在の条文では豚コレラについては豚を飼育の豚、飼われている豚と野生の豚、イノシシといったようなものですけれども、そういうふうな2つに分けておりまして、感染は野生の豚での発生も感染ということでコード上定義に含めております。

今回は、豚コレラにつきまして定義の変更がございまして、豚コレラについては野生豚を外しまして、飼育豚の感染と定義をし直しております。その結果としてですけれども、野生豚の感染報告があったことをもって即時に貿易相手国は輸入を停止するべきではないというような提案をしております。これがまず第1点でございます。

それから、豚コレラの清浄ステータスというものがございまして、これは今現在、ここに書いておりますように、歴史的にきれいな国、それからサーベイランスを実施してきれいだということを証明した国、それから発生したけれども、撲滅対策をとって清浄になった国というような3つの清浄ステータス区分をしておりまして、歴史的清浄国は、ここに書いてあるように、25年以上出ていないというようなものを要件としております。また、サーベイランスを実施した場合は12カ月間発生がないというようなことを要件と

しておりまして、発生したけれども、撲滅したというのは、その撲滅のために発生した豚を摘発淘汰したか、あるいはワクチンを使ったか使わなかったかというような組み合わせでもって清浄国になるための期間が6カ月とか12カ月とか、いろいろ変わってくるというような形で若干複雑な内容になっております。時間もございますので、ここは詳細には立ち入りませんが、そういうことであるという全体的なご理解をお願いしたいと思います。

今回、そのステータスを決定する基準の考え方として、やはりこのサーベイランス、これはもともと基準としてはあるんですけども、もう一度明確にしまして、野生豚も含めてサーベイランス自身はきちっとやりましょうということを提案しております。

それから、リスク評価を行ってきちんと野生豚から出ている場合には、野生豚から飼育されている豚へ感染が伝播することのないようにきちんとしたバイオセキュリティー措置を行いなさいと、そういうことで、感染伝播を防止しなさいというようなことが追加として提案されております。

そういう野生豚の追加措置を設けることで、一方で、今申し上げました清浄のカテゴリが3つあったわけですけども、それをもう一本化しよう。サーベイランスをきちんと12カ月以上やっていること、それから過去12カ月以来間、飼育豚で発生がない、それから感染の証拠がないというのは、サーベイランスをやっておりますので臨床症状がないだけでなく、ちゃんとウイルス感染もないということをサーベイランス、検査で確認をしておきなさい。それから、ワクチンを使ってはいけませんと、こういう条件でもって統一しよう、清浄ステータスというものの要件を統一しようということにしているわけです。先ほど言いましたように、野生豚での発生があっても、それは清浄ステータスには影響はさせません。ただ、野生豚についてもサーベイランスは必要ですよという改正提案をしているということでございます。

そういう清浄ステータスを得た国で発生することはあり得るわけで、発生したときに、じゃ、どういう条件を満たせば清浄国にまた戻れるかということについて、現在は最短30日で摘発淘汰、つまり発生した豚を処分してやった後に30日間清浄性が保たれていれば、ステータスを回復することができるということで書いてあるわけです。それにつきまして、30日というものをやめて、発生したときにとった対策がどういうものかによって復帰のための条件を変えましょうということで摘発淘汰とワクチンを使わなかった場合は、最終発生後3カ月間何もなければ復帰できます。ワクチンを接種した場合は、ワ

クチン接種した豚も淘汰した後、3カ月間ちゃんと見てくださいというのが提案でございます。また、淘汰を実施して緊急ワクチンをやったけれども、ワクチンをやった豚と、それから感染した豚とをきちんと区別する方法がある場合であれば、最終発生というものから3カ月でいいですと。これは多分一般的には、今、これを区別する方法というのはなかなかないと思うんですけども、そういう場合は先ほどの条件に戻りまして、ワクチン接種した豚を最終的に淘汰してから3カ月になります。区別できるのであれば、最終発生後の3カ月でいいんじゃないでしょうかという提案でございます。

摘発淘汰もなにもしないというような国の場合は、もともとの清浄ステータスの一般規定を適用して12カ月期間飼育豚の発生がないというような適用をしますというのが改正提案でございます。

そういうステータスの要件を整理いたしますので、現在は飼育豚の豚を輸入するときの要件としまして、清浄国、これは野生の豚も飼育豚も清浄という意味です。それから、下に飼育豚の清浄国と、野生では出ているというようなそれぞれの場合に応じた貿易条件、要求事項というものが書いてあるんですけども、ご説明申し上げておりますように、今回、野生豚での発生でもって貿易を停止しないという考え方になっておりますので、いわゆる飼育豚の清浄国というための貿易要件は全部なくなってくるということになります。

一方で、野生のイノシシ、こういったものの肉を輸入する場合、現在は清浄国という条件がもちろんあるわけですけども、それにつきまして、今回の提案ではそういうものがなくなりますので、すべての国から輸入はできるようにする。けれども、右の要求事項の上から2つ目のポツ、赤で消えていないところがございますけれども、すべての野生豚について検査をして陰性であるということを確認した上でイノシシの肉ならイノシシの肉を輸出しなさいというのが今回の提案ということになっております。

それで、お手元に配っております資料をちょっとごらんいただきたいんですけども、資料番号の3番なんですけれども、裏のほう2ページ目に、豚コレラのコード改正提案と書いております。

今回、鳥インフルエンザのコードと同じ考え方で、豚コレラは飼育豚の感染として新たに定義（従来は飼育豚及び野生豚が対象）、また、野生豚における発生通報により直ちに貿易停止措置をすべきでない旨の条文が追加されたと。これは、実は鳥インフルエンザが今発生をしておりますけれども、現在のOIEコードは、ご案内のとおり、例え

ば野鳥、白鳥とかで出たからといって、直ちに養鶏農家で鳥インフルエンザが出るわけではございません。野鳥で鳥インフルエンザが確認されたからといって家禽の養鶏農家で生産された肉、こういったものの輸入は停止をしないというのが国際的な対応になっております。日本もそういう対応をしております。鳥インフルエンザでそういう対応をしておる考え方を今回豚コレラにも適用して野生豚での発生について、それを確認したからといって直ちに飼育豚の貿易をとめるのはやめようというようなことを提案しているということでございます。

ただ、そういうふうに、一部ある意味、緩和をするわけでございますので、それに対して一方、その要件としまして先ほど来ご説明しております野生豚のサーベイランスの実施の明確化というものに加えまして、リスク評価をきちんと行ってバイオセキュリティ措置によりまして野生豚から飼育豚への感染が防止できるようにしなさいというような要件が逆に追加をされているということでございます。

今回、ご議論いただきたいのはこういう改正提案についてどのようなご意見があるかということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○浅川消費者情報官 では、意見交換に移りたいと思います。

まず、手を挙げておられます生産者の立場から林さん、お願いします。

○林氏 日本養豚協会で生産者の林です。聞こえますか。

まず、この提案については非常に科学的でないとまず最初に申し上げたいと思います。

まず、日本に豚肉を輸出してきている国々は15ページにありますけれども、北ヨーロッパ、それからカナダ、アメリカ、オーストラリア、その辺が中心ですが、それらの国というのは非常に民度が高いというか、衛生観念が非常に発達してしまっていて、非常に衛生的な豚の飼い方をしておるということで、豚コレラももちろん早期に撲滅しているという国々なんですね。

それに対して、今度は韓国なんかもそうですが、撲滅できていませんが、中国、それからインドだとか、東南アジアの国々、マレーシアだとかインドネシアだとか、あとは南米の国々、アフリカの場合には豚コレラ、アフリカ豚コレラというもっと怖い病気があるんですが、豚コレラの撲滅できていない国々というのは、やはり開発途上国が多くて、養豚が粗放に行われているんですね。簡単な柵1つで家畜とそういう豚と外が区切られていて、野生動物との接触が非常にたやすいという環境の中で生産されているんで

すね。そういうことだから、この期に及んでもまだやはり撲滅できないでいるんだという事を認識していただきたいんですね。そのことは、じゃ、野生動物との接触を絶てばいいだろうというふうにここに書いてあるんですが、そんな簡単にできるんだったらもうとっくにやっているんですよ。やはり民度の問題もあるし、暑いわけですからそんなに簡単に囲えない、そういうこともあって、やはり非常になかなかできないからそうなっているんです。そういうところを考えないで、一方的に野生のものと飼育豚を分けるんだと、分けて考えるなんて、分けて考えるのは自由だけれども、実際にはそうできていないわけですから、そんなことを考えるということがおよそ現場が認識できていないということだと思います。それが1点ですね。

それと、関係もあることなんでちょっと話をしておかなきゃいけないんですが、日本は法治国家でルールは守られるということが、そういうことで皆さん認識されていると思いますが、しかし、世界の国々はなかなかそうもいきませんで、特に発展途上国になりますと、ルール違反が横行してしまっていて、今から10年以上前に台湾で口蹄疫が豚で大発生して台湾の養豚が壊滅してしまったんですが、そのときにもやみの子豚がたくさん中国の本土から台湾のほうに来ていたということがあって、そういうものが口蹄疫を運んできたということが言われているんですね。たくさんのもものが来ていたことは事実なんです。同じように、例えばコンパートメントとか、そういうゾーニングで例えば中国のある地区は、このところだけは清浄ですよとか言ってみても、いわゆる輸出ができるということになると豚が高く売れるわけですから、日本に高く売れるということでもそこだけの生産で済めばまだいいんですけれども、やはり高いとなれば海を渡って持ってきちゃうんです。同じ国の地続きのところから持ってくるということは、そういうことが起こらないと考えると、それは違うとやっぱり思うんですね。やはり日本のルールとか民度で言えばそうかもしれないけれども、ただ、やはりなかなかそういうところばかりではないということは認識しておかないとこんなはずではなかったということが起こってしまうのではないかなと思います。

以上です。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

岩間さん、お願いします。

○岩間氏 基本的にこの方向でやっていただきたいと思います。

理由は鳥インフルエンザとやっぱり同様な扱いをしていただきたい。養豚だけ違うと

いうのはやっぱりおかしいと思います。鳥インフルエンザは、現在野鳥の場合とブロイラーとかレイヤーの場合とその発生の場合の取り扱いは当然変えておるとお思いますので、豚の場合もイノシシの場合と、実際飼っている豚の場合とその辺の扱いはやっぱり同じような鳥と同様にさせていただいたほうが貿易について常に安定ということを最優先というか、ある日突然ということをしてできるだけ避けるような方策というのを考えていただきたいとお思います。

イノシシのいろいろな評価、どれぐらいのというのか、実際なかなか大変だと思えます。現に日本の鳥インフルエンザでも白鳥とか何か野鳥を調べるように、果たしてイノシシがうまくそういうことができるのかどうかという1つそういう問題もあると思うんですけれども、それをクリアして統一的に判断できるような形になればいいんじゃないかと思えます。

○浅川消費者情報官 原さん、どうぞ。

○原氏 私どもでは国産の農業とか畜産業を守ってもらいたいという立場から豚コレラの侵入に関しては、慎重にやっていただきたいとお思います。

先ほど林さんのほうからご発言ありましたけれども、豚が野生のイノシシと交雑するというのもよく聞く話ですし、途上国でのそういう管理というのはなかなかやっぱり難しいものがあると、鳥インフルエンザがなかなか撲滅できないのと一緒で難しいものがあると思えます。野生のイノシシに発生したからとりあえず当該国でそういうバイオセキュリティの措置が完全になされているかどうかということがきちんと確認できるまではとめるというのが筋だろうし、そういうものを確認されたとしてもなかなか完全ということが期されないということも考えられるので、検査を強化するというような程度の対策はやってしかるべきであって、何か野生だから鳥インフルエンザと一緒にいいんじゃないかという発想はちょっと余りにも単純な発想な気がします。

それから、この場をおかりしてもう1件だけちょっと意見を言わせていただきたいんですが、ついでに出てきた鳥インフルエンザに関して、いまだに東南アジアやその他の国で大流行をしていることは私どもも消費者として非常に脅威に感じております。新型インフルエンザがそこで発生した場合、非常に大きな被害をもたらすのではないかと危惧しております。特に何か今年流行しているソ連型のインフルエンザはタミフルも効かないというようなことなので、それが新型インフルエンザの交雑をした新たな株になったりすると、今は日本も含めて各国がとっているタミフルの備蓄なんていうのは余り意

味をなさなくなってしまうので、大変この今の状態が続くと、その脅威が続くことになります。ぜひ農水省さん力を入れていただいて、各国と協調をして鳥インフルエンザ撲滅のために経済が苦しいということもあるでしょうけれども、お金を惜しまず力を入れてやっていただきたいというのをちょっとこの場をおかりしてお願いしたいと思います。

○浅川消費者情報官 では、吉川先生、お願いします。

○吉川教授 結構、この例に限らず根本的に野生動物にいつてしまったものをどうするかというのは、根の深い問題だと思うんですね。

今、例に出た野鳥で鳥インフルエンザというのは、やっぱり国境にかかわらず飛来してくるわけですから、そういうレベルでは豚とは必ずしも話は同じではない。また、家禽に関しては被害に遭い対策をとるところから、徐々に本当の意味での封じ込めというか、ハードウェアそのものを強化することによって野鳥に触れないということをやうまく成功しつつある国々がある。だめな国もあるとは思いますが。

そういう意味でいくと、病原体を持ってくるほう、それからそこから隔離するほう両方とも豚の場合とはちょっと話が違う。だから、精神としてそういう精神をどうするかというのはやっぱり議論していく必要があると思うんですけども、鳥のインフルエンザとハーモナイズするために豚コレラを持ち出すのは余り現実的でない気がします。

もう一つは、野生動物での保有状況ですね。有為なサーベイランスができて物理的な隔離ができれば論理的には問題ないというのはそれは論理の世界です。実際に、じゃ、どのくらいの母集団がいて、そのうち予想されるものがどのくらいの陽性率があるとなれば、どのくらいのものを本気でサーベイランスをしたときに科学的な信頼性が得られるのか。その上で、本当に飼育豚のほうに出ないのか出ているのかという問題になると思うんですよ。でないと、BSEのときと同じで調べなきゃ出てこないんだから、出たらとめられちゃうなら調べないほうがいやというほうに行くのは決して感染症コントロールというか病気の統御としてはまずいと思うんですね。

そういう意味では、野生のほうにいたとしても、隔離されていて出ていないならそれはそれで認めるということも1つのインセンティブだとは思いますが、逆に。マイナスのほうを強めた格好で、結局は蔓延していっちゃうということに対して、もし本当にサーベイランスをして野生のほうにはいるけれども、こういう封じ込めでうまくいって、ちょうど鳥のインフルエンザをおさめたような格好でいくなら、その国に関してはそういうインセンティブを与えて流通は構わないじゃないかと。

逆に言うと、机の上でサーベイランスをして隔離したら大丈夫だといっても余り僕は現実的な気がなくて、もしやるなら例えばBSEみたいにサーベイランスが不十分で不明の国だと、あるいは野生にはいることは疫学的に十分な科学的データを持ってやっているけれども、飼育豚にはこういう対策で同じようなサーベイランスをしてきていないと、それはよく管理された国だとか、あるいは本当にリスクがなければ無視できるリスク国とか、考えてみると結構BSEのステータス評価をうまくいっているような気がするんですよ。だから、むしろもしそういう格好で流通を許すなら、それ自身が病気の撲滅に働くような仕掛けをつくって、不明のほうに逃げないで、管理されたリスク国のほうに上がってくるというような評価の仕方を導入したほうがいいんじゃないかなと思います。

○浅川消費者情報官　また、豚の関係の学識経験者として津田さん、田原さん、何かコメントございますでしょうか。

○津田研究管理監　今までの話で、先ほどは川島さんの話を聞きまして、読んでみますと、現行のOIEのコードというのが非常にわかりにくかったというのは事実でございます。

というのは、さっきの話のように豚をまず飼育豚と野生豚で区分しているということ。それから、ステータスのカテゴリーに歴史的も含めて清浄のステータスと、発生後の清浄国になる条件というのを一緒に書き上げていますので、非常にわかりにくかったんですね。

そういった意味では、今回の改正案というのは非常にわかりやすくなったかなと思います。最初のほうは口蹄疫にのっとったような形ですし、それから発生後の措置によっても口蹄疫の発生に準じて防疫措置によってやるということです。

もう一つの問題は、飼育豚と、それから野生豚を区別したということなんですけれども、これは豚コレラの歴史的な背景がありまして、先ほど林さんがおっしゃったように、飼育豚と豚の区別が非常にあいまいなところもあったわけですね。ですから、最初のコードにも書かれていますように、飼育豚のところには恒久的に捕獲されているもの、それから所有権のもとで家畜化されて放牧されているもの。要するに野生のやつも捕まえてきて飼っておけば飼育豚になっちゃったりという非常にあいまいなところがあったんですね。ただ、本当の野生豚というのは、全く人間がコントロールできないわけですから、幾ら防疫措置をやってもなかなか届かないということで、一生懸命飼育豚は清浄化したけれども、野生豚にいる限りは清浄国になれないのであれば、先ほどから吉川先生

がおっしゃったように、防疫のモチベーションがどんどん下がっていくということでは、やっぱりそういった一部の国からは飼育豚とそれを分けてくれというのはわかると思います。

ただ、あくまでこれは国際ルールですから、先ほど林さんがおっしゃったように、民度とか各国の文化的背景とかいうと、なかなかやっぱりまとまらないと思いますので、科学的だけのことからいうと、今回の改正案というのは割と理解できるのかなと思います。

ただ、ここで示してあります先ほど来問題になっていますバイオセキュリティーというのが一体、じゃ、どの程度機能しているかというのは必要だと思います。豚コレラに関しては、基本的に伝播経路というのは接触感染ですから、感染豚あるいは汚染物、そういったものがもう豚に接触しなければ感染は成立しないわけですから、そこがきちんと分けられていけばいいんですけれども、果たしてそれがバイオセキュリティーメジャーと書いてあるのがどの程度実効性を持つか、それからベテリナリーオーソリティーあるいはサーベイランスプログラムと書かれているものが果たしてどういうふうな能力をちゃんと示せるかというのがやっぱり見ておく必要があるかなと思います。

それからもう一つ、最初にヨーロッパを念頭に置いたとは思いますが、飼育豚と野生豚を区別して野生豚は関係ないよとなったが、やっぱり野生豚のサーベイランスは必要だということは今回残っている、これはある程度評価できると思います。というのは、やはり最終的な清浄化というのは、日本だったら周りを海に囲まれていますから、野生豚の清浄化なら楽なんでしょうけれども、国境を接している国であればなかなかそれは難しいということでそれを野放しとするわけにはいかないですけれども、ある程度少なくしてもらわなくてはいけないということからすると、サーベイランスを残したというのは評価はできると思います。

ただし、野生豚を全く無視したような形で書かれている、野生豚で発生してもすぐに輸入を停止すべきじゃないというところはちょっと考えようかなと思います。というのは、野生豚で発生したかどうかを確認されるまで輸出・輸入を停止するか、あるいは本当に真の野生豚で発生したことが確認されてから輸入を解禁するのかというようなちょっとニュアンスを変えたほうがいいのかと私は思います。というのは、先ほど来言っていますように、飼育豚と野生豚の区別が明確でない以上、やっぱりその辺のところははっきりしておかないとどちらかで、飼育豚と野生豚をはっきり区別させるようなもの

を書き込むか、あるいは発生の状況が本当の意味での野生豚なのか飼育豚なのかというところで、どちらかにはっきりしておいたほうがいいのかと思います。

本当に先ほどから林さんの話は私も一番危機感を感じておるところでございまして、中国あるいは東南アジア、アジア地区が非常に最近豚の飼養頭数も増えている。それから、病気もかなり広がっているということで、かなり危機感は感じているんですけども、こういった貿易の基準は基準としてやっぱりちょっと考えていかなければならないのかなと思っている次第でございまして。

以上です。

○田原事務局長 津田先生のほうから話が十分ございましたので、家畜防疫上の点で簡潔に少し意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほど林さん、それから原さんのほうからご意見等ございましたけれども、改正することによって我が国への豚コレラの侵入リスクが高まるのではないかということ踏まえた上でのご意見だろうと思います。私も改正によってそういったせつかく清浄化された我が国への豚コレラウイルスのリスクが高まることのないことがやはり大事だと思います。そのためには、今、津田先生のほうからもお話がありましたように、お手元の資料の20ページにございます野生豚のサーベイランス、ここがしっかりされるということが大事でしょうし、また25ページにございます仮に輸入する場合には野生豚の豚コレラの感染の無の検査がしっかりされるということが絶対条件だろうと思いますので、我が国の主張をされる場合にはそういったことがしっかり担保されるかどうかを見きわめた上での主張をしていただければと思います。

また、そのためには先ほど林さんのほうからもお話がございましたように、我が国みたいに家畜保健衛生所を中心にした家畜衛生制度が非常に充実している国とそうでない国があるということは、これは事実でございますので、そういった個々の国の家畜衛生制度というのも十分踏まえた上で、この改正をする場合の考え方というのを整理していただければと思います。

以上です。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

では、この辺で会場の皆様から何かご質問、ご意見があれば承りたいと思いますが、どなたか豚コレラの関係でありますでしょうか。よろしいですか。

では、時間もオーバーしておりますので、このあたりで締めたいと思います。

今日、幾つかの議題についてご議論いただきましたが、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

最後に、原田課長のほうから総括、一言お願いいたします。

○原田動物衛生課長 本当にお忙しい中、また長時間にわたりましてさまざまなご意見をいただきありがとうございました。

このようなご意見を踏まえて政府として関係省庁と連携しながら対応方針を決めていきたいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

以上です。

○浅川消費者情報官 どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の食品に関するリスクコミュニケーションを閉会したいと思います。

お帰りの際にはアンケートを回収いたしますのでぜひご協力をお願いします。

午後5時50分 閉会